



* 0017578000 *

0017578-000

特 201-63

企業整備令と小売業整備要綱

伊藤万商店経済調査課・編著

伊藤万商店経済調査課

昭和17

ACI

伊藤万商店経済調査課第七編

企業整備令と小売業整備要綱

株式会社 伊藤万商店

経済調査課發行

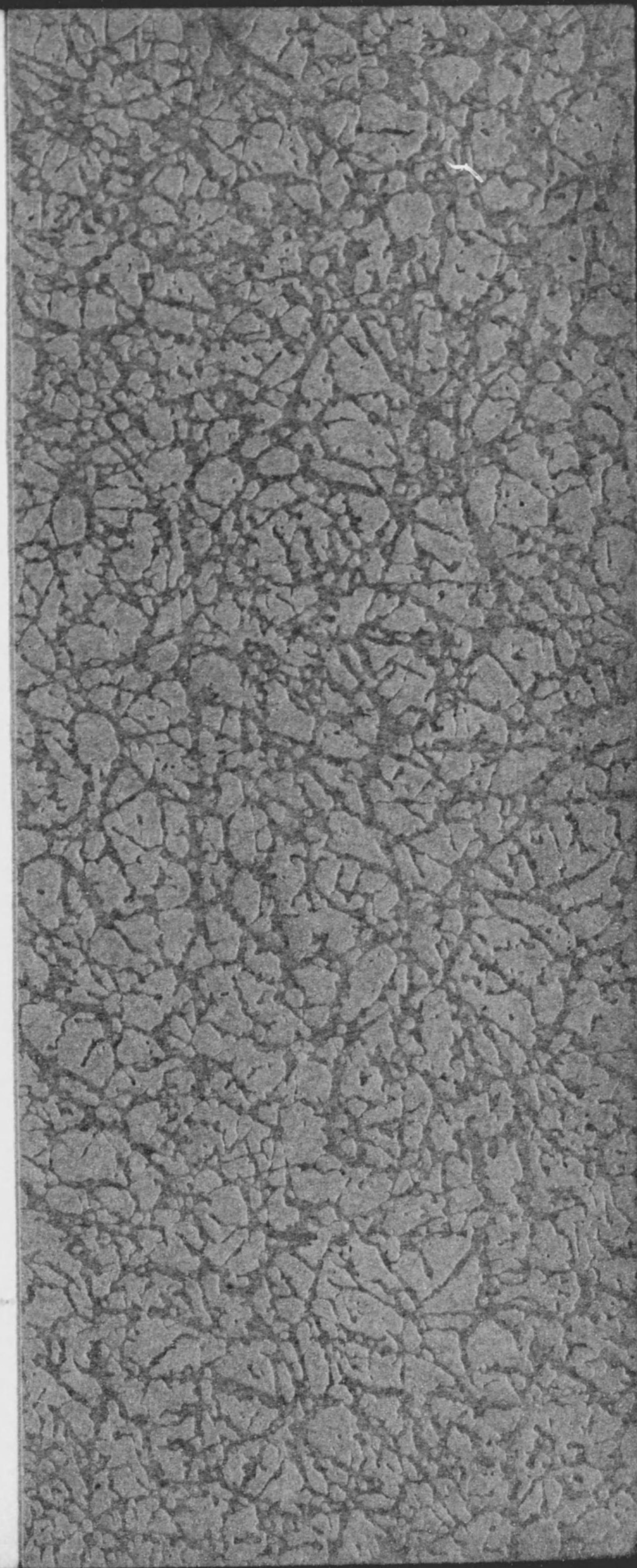
伊藤萬經濟叢書第七輯

企業整備令と小賣業整備要綱

株式会社 伊藤萬商店

經濟調査課發行

184



時201
63

伊藤萬經濟叢書第七輯



企業整備令と小賣業整備要綱



株式會社 伊藤萬商店

經濟調查課發行

序

企業整備令と小賣業整備要綱とが發表された。一方は國家總動員法に基いて公布實施されたものであるが、他方は閣議で決定されて關係各省の次官通牒で示達されたものである。従つて前者は立派に法的根據を持つものであるが、後者はまだ政府の意圖が發表されたのみであつて、要綱そのものには何等の法的根據を持つてゐるものではない。さればと云つて此の兩者間に法的の繋がりが無いかと云ふに、それはまた決してそんなものではない。企業整備令は事業を整備すべき權限を主務大臣に附與した基準法であるに對し、小賣業整備要綱は地方廳と業者團體との協力によつて、自主的に小賣業を整備すべき方針を明確に示したものであるが、其の整備にして意の如く圓滑に進捗しない場合には、初めて傳家の寶刀として主務大臣から企業整備令の必要條項が發動されるのである。従つて此の兩者は今忽ち直接の縁は無いやうに見えても、其の實は非常に緊密な關係を持つて來る場合が濃厚に考えられるのである。

尤も企業整備令は何も小賣業の整備にのみ限られた譯のものではない。寧ろ其の重點はもつと上部機構の再編成に置かれてゐるほどである。つまり中小商工業のみならず、廣く商工鑛業の全般に亘つて必要に應じ物資の生産、修理、販賣、輸出、輸入および保管の業を営むものに對して命令されるものであつて、其の適用の範圍は極めて廣漠たるものがある。然るにも拘らず本書に於て企業整備令と小賣業整備要綱とを併せて取扱つたことは、一に事業界各方面に訴求せんがためであつて、獨り小賣業界に向つてのみ企業整備令を説かんとする譯ではないからによるがためである。従つて此の兩者を單獨に切離して見る必要もあるので、本書は殊さら企業整備令を前編とし、小賣業整備要綱を後編として全く別個のものに取扱つてみた。此の點とくに讀者諸賢の御諒承を得て置きたい次第である。

然し企業整備令の立法精神に於て先づ業者の自主的整備の協力を促し、また小賣業整備要綱の根本方針に於て業者の個人企業態を認めてゐることは、整備に際して業界の實情を斟酌し業者の意思を尊重して、其の圓滿なる遂行を期待し且つ其の犠牲の最少限ならんことを期してゐるためであるが、それだからと云つて我が國産業の再編成が時代の要求である以上、そこに整備から受くべき摩擦や犠牲に就て輕重様々の相違あるべきことは己むを

得ぬことで、業者としてもまた國民一般としても覺悟して置く必要がある譯である。そして之等の點をよく理解して整備に協力することこそ、戦時下の業者に與へられた大きな責務であり、聖戰目的の完遂に舉國的な盡忠報國の誠を捧ぐる所以である。然し如何に國家の要請であるから協力せよと云つても、整備の内容に精通しなかつたり疑義があつたのでは何にもならない。編者こゝに深く顧るところあり、當局ならびに識者の意嚮を廣く訊し、敢えて普く之れを世に問はせんため本書を公にしたる所以、もし幸ひにして本書の公刊が企業整備の圓滑なる遂行に寄與するところありとしたならば、以て編者の本懐これに過ぐるものは無いであらう。

本書は曩きに伊藤萬經濟研究會から發行された「解説「企業整備令」」(昭和十七年五月二十三日發行、伊藤萬通信第七百十四號特報)並びに「解説「小賣業整備要綱」」(昭和十七年五月一日發行、伊藤萬通信第七百十一號特報)を骨子として執筆したものであるが、更になほ之れに去る五月十五日關係五省次官通牒を以て示達された「小賣業整備要綱」を取入れ、且つ其の他各地に開催された本問題に關する官民懇談會等にも親しく出席して其の得たる資料を加へ、なほ其の上に各方面の文献ならびに言論等を參酌して、全然

新しく編纂し直したものであることを表明して置きたい。殊に本書は其の後随時に發せられたる主務官廳の通牒も能ふる限り資料とし、之れを本文の隨所に引用して其の完璧を期したるのみならず、必要ある毎に其の重要章節の末尾に疑義應答の形式を以て具體的なる説明を加へ、最高限に讀者各位の御参考に供し得た點は寧ろ秘かに自負するところである。なほ最後に本書編纂に當り、御多忙中にも拘らず資料の提供、編纂の指導、内容の検討等につきよく力を致されたる大阪府警察部の井田太郎、田中眞一兩氏に對して厚く感謝の意を表するとともに、本書編纂の完成が兩氏の御盡力に俟つところ多きを茲に表明して置く。

昭和十七年盛夏

株式会社 伊藤萬商店

經濟調査課識

目次

前編 企業整備令

第一章 緒言

第一節 企業整備令の本質	一
第一項 企業許可令と企業整備令	一
第二項 企業整備令の基本法令	五
第三項 基準法としての企業整備令	九
第二節 企業整備令の全貌	一四
第一項 企業整備令の特質	一四
第二項 企業整備令の體容	一八
第二章 企業整備令の逐條的解説	二六
第一節 企業整備令の目標	二六
第一項 企業整備令の適用範圍	二六

第二項 企業整備令の目的……………三〇

第二節 事業設備または権利、事業等の一般的制限……………三三

第一項 事業設備または権利の一般的制限……………三三

第二項 事業の一般的制限……………三七

第三節 事業設備または権利の個別的制限……………四〇

第一項 事業設備または権利の個別的授受命令……………四四

第二項 事業設備または権利の授受に關する協議……………四四

第三項 事業設備または権利に設定された擔保權の處理……………四七

第四項 賃借權その他の權利に對する處理……………五〇

第五項 擔保權の消滅に對する供託……………五三

第六項 事業設備の授受協議成立前に於ける使用命令……………五四

第七項 事業設備または権利の出資命令……………五七

第八項 讓渡、貸渡または出資の不能なる場合に於ける措置……………六二

第九項 命令事項に對する新規處分の禁止……………六四

第十項 命令事項に對する新規處分の許可制……………六六

第十一項 競賣その他施行中に於ける讓渡その他の處分の除外……………六九

第十二項 工場財團、鑛業財團の設備および權利の所有權……………七〇

第十三項 讓受人、被出資者の危險擔保……………七二

第十四項 讓受人、被出資者の相手方債務繼承……………七五

第四節 事業主、會社等に對する事業整備の命令……………八二

第五節 事業設備または権利、事業界の處理に關する措置……………八六

第一項 株主總會等の決議を得られざる場合の措置……………八八

第二項 債務繼承、擔保處理に關する命令……………九一

第六節 事業の廢止または休止……………九二

第一項 事業の廢止または休止の命令……………九三

第二項 損失補償……………九六

第七節 雜則……………一〇一

第三章 企業整備令の命令違反による罰則……………一〇七

第四章 企業整備令を繞ぐる諸問題……………二二

第一節 企業整備と税法の問題……………二二

第二節 企業整備と資産の整理……………二二

第一項 國民更正金庫と資産引受……………二六

第二項 國民更生金庫の資産引受評價基準と評價方法……………二七

第三節 共助施設と共助資金……………二五

第五條 結語……………二六

後編 小賣業整備要綱

第一章 緒言……………一三

第一節 小賣業整備要綱の全貌……………一三

第二節 小賣業整備要綱の主要點……………一六

第三節 小賣業整備要綱の實施方途……………一七

第二章 小賣業整理統合の基本方針……………一七

第一節 整理統合の基本的原則……………一七

第二節 整理統合の基本的方方法……………一八

第三節 整理統合の事業分野……………一九

第四節 小賣業整備に關する注意事項……………二〇

第三章 小賣業整理統合と配給問題……………二四

第一節 日常生活必需品の配給と整備統合……………二四

第二節 配給能率低下の防止……………二三

第四章 轉業者に對する措置……………二六

第一節 轉業者の決定に關する基本的措置……………二六

第二節 職業の轉換と鍊成……………二三

第三節 轉業者の收入に關する基本的措置……………二六

第四節 自治的共助方法……………二五

第五節 轉業者の資産整理……………二四

第六節 轉業者の原業復歸……………二八

第五章結語……………三五

附錄……………二六三

目次終り

前編 企業整備令

前編 企業整備令

株式會社 伊藤萬商店

經濟調査課編著

第一章 緒言

第一節 企業整備令の本質

第一項 企業許可令と企業整備令

昭和十六年十二月十一日勅令第千八百四號を以て公布、内地には同月十三日より、朝鮮、臺灣、樺太および南洋群島など外地には同月二十六日より實施された企業許可令は、所謂「營業免許制」の發展的形態が採られたものであるだけに、其の根底に於ける立法的精神も當然また同免許制原案の思想から出發されてゐることは云ふまでもなく、たゞ從來の構想に於て同案適

用の対象を小賣業にのみ置いてゐたのを、現下の實情に鑑みて廣く各種指定の製造業および卸賣業その他にも及ぼすと、もに、戰時下に於ける國民經濟の總力發揮に資するため、企業の整備統合に對し其の基礎を確立する目的を以て公布されたものである。然し企業許可令が其の第七條の規定に於て、指定事業の指定ありたる際現に其の事業を行ふ者または其の相續人に對しては、同令施行規則の規定が示す指定期日までの届出により、一應既存事業の存續を全面的に認めてゐるのであるが、此の事は一般に企業の権利化を促す惧れがあり、時に政府の意圖する企業の整備統合に對し其の遂行に支障を來す憾みが無いとは云ひがたい。斯かる一面、決戰態勢下に於ける産業再編成への國家的要請は、時局の緊迫と、もに愈々その最前線へと押出されて來たのであるが、從來政府に於て鑛工業および商業など各企業部門に亘り各業種別に整備方針を決定したるうへ、當該所管地域の地方長官を通じて業者團體の自治的協力を建前に整備統合を促進して來たところ、稍々ともすれば業者の個人的利害に捉はれ又は感情の行違ひ等より圓滑に遂行し得ない憾があるのみならず、前記企業許可令による既存業者の既得權承認により特權化されたるが如き誤解もあつたので、茲に企業許可令とは全く別個に、國家總動員法第十六條の二および三の兩條項を發動して企業整備令を制定し、必要あるときは傳家の寶刀として

企業整備令の本質

強權的背景の下に企業の整備を促進すると、もに、緊急已むを得ざる場合には命令を以て特定の業者または一業種全體を対象に整備を強行することとなつたのである。之れ即ち企業整備令の根幹をなすべき目標であつて、企業許可令と相俟ち戰時産業再編成の槓杆たるべき性格を備へたものであるだけに、企業許可令と企業整備令とは表裏一體の關係にあるのみならず、此の二本建てにより兩面から國民經濟總力の最高能率集結に遺憾なからしむることを期せんとするものである。

企業整備令は昨年末企業許可令の公布されたる直後、即ち同年十二月二十三日の總動員審議會に於て承認決定せられた諮問第七十九號「企業ノ整備ニ關スル勅令案要綱」に基き、爾來引續き關係各省間で銳意その成文化を取急いでゐたが、何分にも重大事項のため慎重に検討が加えられて來た結果漸く本年四月に成文を決定、越へて五月八日の閣議に上程可決のうへ更に御裁可を仰ぎ同月十三日勅令第五百三號を以て公布、内地に在つては五月十五日から、朝鮮、臺灣、樺太および南洋群島などの外地に在つては翌六月十五日から施行することとなり、同時に企業整備令施行規則も商工、大藏、陸軍、海軍、司法、農林、逓信および厚生省の八省々令第一號を以て公布されたが、戰爭目的遂行の重要ポイントをなす經濟再編成問題は、之れによつ

企業整備令の本質

て劃期的な進展をなすことが強く期待さるゝに至つた。而して此の企業整備令は之れより曩きに設立された産業設備營團（註一を参照）の活動とも密接な關係があるので、本令によつて企業の整備が行はれた場合、其の遊休未動設備等は右の産業設備營團または國民更生金庫（註二を参照）に於て、有效適切に其の活用が圖られる豫定のやうである。

（註一）産業設備營團とは國家の要請に基き戰時重要産業の設備を新設または擴張する場合、民間業者に於ては資金ないし採算等の關係から實行不可能なものがあるが、斯る場合に國家自ら直接これを建設して其の經營を民間の優秀なる業者に委ね、また必要に應じては資金の融通をも行はんとする國家施設の一つである。

（註二）國民更生金庫とは國家の要請に基いて轉廢業した者に就き、其の資産の信託または讓渡を受けて之れを管理または處分をなし、或は其の資産評價額の限度に於て負債の償還資金または轉職資金の融通を行ふものであつて、云はゞ一種の資産買取會社と云つた機能を持つ國家施設の一つである。國民更生金庫の詳細に就ては、更に本書後篇「小賣業整備要綱」、第四章「轉業者に對する措置」、第五節「轉業者の資産整理」に記述して置いたから併せて御参照が願ひたい。

右の如く企業整備令は其の本質を企業の整備そのものとし、併せて特定の事業または事業に屬する設備および權利などにつき、國家目的遂行のための經濟總力集中化に資せんとするもの

である以上、先づ以て企業許可令により企業の許可せられた事業の上に重點を置き、之れを更に國家の目標に向つて強力に統制せんとするものであつて、其の限りに於て企業整備令は企業許可令の次ぎに来るものであり、且つ企業許可令の上位に順位するものであると云ふことが出来る。企業許可令と企業整備令とが表裏一體の關係に立つものであると云つた理由は即ち茲にある。

第二項 企業整備令の基本法令

企業許可令と企業整備令とが表裏一體の關係に立つものである以上、此の兩法令は同一の法的大系に屬するものであつて、また其の限り兩者の基本法令も國家總動員法の類似條項であることに何等の不思議はない。即ち企業許可令が同法第十六條および第十六條の三の規定によつて發動されたものであるに對し、企業整備令は同法第十六條の二および三の規定に基いて發動されたもので、本令を解説するに當り先づ其の基本法令たる國家總動員法の關係條項を説明すれば大略左の如くである。

國家總動員法第十六條ノ二

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用又ハ移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

國家總動員法第十六條ノ三

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變更、合併若ハ解散ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

企業整備令の本質

(註三) 茲に云ふ「戰時」とは國家總動員法第一條の規定に於て、特に「戰爭に準スヘキ事變」場合ヲ含ム以下之ニ同シ」と明示されて居り、從つて廣汎な意味に於ける戰爭期間中および戰爭に準ズベキ事變の期間中を指すものである。而してまた「戰爭」とは宣戰布告のありたる戰爭状態の場合ハ勿論、其の前後の緊迫したる場合をも包含するものであつて、更に「戰爭ニ準スヘキ事變」とは、宣戰の布告なきも其の實質上に於て、戰爭に等しき對外關係の戰爭状態にある場合を云ふ。從つて曩きの支那事變の如き場合は即ち茲に云ふ「戰爭ニ準スヘキ事變」に屬するが、仮りに國內事變または對内動亂の如き場合があつても之れは含まれない。

(註四) また茲に云ふ「國家總動員」とは國家總動員法第一條の規定にも明示されてある如く、戰時に際シ國防目的達成のため國の全力を最も有効に發揮せしむるやう、人的資源および物的資源の總ゆる

ものを適切妥當に統制運用するを云ふのである。

(註五) 参考……國家總動員法第十六條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命スルコトヲ得

即ち國家總動員法第十六條(戰時に於ける事業統制の條項)の規定は、事業設備の新設、擴張および改良の制限または禁止ないし之等の命令條項であるに止り、其の事業に屬する設備または權利の讓渡、現物出資、其の他の處分、使用または移動などを命ずることは出来ないが、第十六條の二の規定にあつては之れを可能ならしめると同時に、第十六條の三の規定に於ては更に事業の開始、委託、共同經營、讓渡、廢止もしくは休止または法人の目的變更、合併もしくは解散を可能ならしめ、企業整備の法的根據を強靱なるものたらしめんとしてゐるのである。而して右の條項に云ふ「事業に屬する設備」とは、事業を運営するために必要な諸施設を總稱したものであつて、例へば事業用の土地、建物(工場、事業場、店舗および倉庫等を含む)、機械、器具、運搬用具、その他一切の事業用不動産および動産の施設を云ふが、之れは

企業整備令の本質

専ら物的施設をのみ指し人的施設は之れを包含しないものと解釋される。また茲に云ふ「事業に屬する権利」とは、事業の運営に緊密なる關係を有する有體財産權および無體財産權を總稱するものであつて、例へば動産または不動産の所有權もしくは占有權、營業權、發明權、特許權、債權、擔保權または質權、その他一切の事業運営に關する權利を指すものであるが、此の兩條項の發動によつて企業整備は一段と其の容易なる度を加へ、企業許可令では不可能であつた事業の開始、委託、共同經營、讓渡、廢止または休止に關する強制命令、または法人の目的變更、合併もしくは解散に關する強制命令等は勿論、其の事業に屬する設備または權利の讓渡、其の他の處分、出資、使用または移動に關する強制命令等が可能性を持つに至つたのである。然も此の法的強制權あるがために、企業整備令は整備統合を強力に進涉せしめ得る威力を充分に發揮し得るに至つたものであると云ふことが出来る。

然し企業整備令もまた國家總動員法中の戰時條項が發動されたものである限り、當然それは一戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキに限られたものであつて、平時の立法でないことは今さら云ふまでもない。従つて戰時中あるひは戰爭に準すべき状態にある期間中の臨時措置法令たることを意味するもので、其の限りに於て戰時または戰爭に準すべき状態にある期間の終

了することによつて、必然的に徹廢されるか然らざれば必要に應じ平時立法に切替へられて行くべき性質のものである。此の點に就ては企業整備令も企業許可令と同一の法的性格を持つものであると云ふことが出来る。

第三項 基準法としての企業整備令

企業許可令は法令そのものが事業を營み又は營まんとする者に對し、直接その必要なる命令を下してゐる所謂「命令法」であるが、之れに反して企業整備令は事業を營む者または事業そのものに對して直ちに命令を下さず、其の必要なる場合に必要なる命令をなし得る權限を主務大臣（註六を御參照）に與へた所謂「權限の基準法」である。然も此の「權限の基準法」たることが企業整備令の大なる特質であつて、前述せる如く本令が傳家の寶刀たる所以もまた即ち茲にある譯である。

（註六）主務大臣の所管事務に就ては本篇第二章第七節を御參照

而して今この基準法としての企業整備令を通覽するに、本令は主務大臣に與へた企業整備に關する權限の内容を、一般的命令の基準規定と個別的命令の基準規定とに分つてゐるが、此の

双方に就て各その概要を示すと大略まづ次ぎの如くである。

第一、一般的命令の基準規定

先づ一般的命令の基準規定に就ては、主務大臣すなはち多くの場合は商工大臣、農林大臣（場合により大藏大臣、陸軍大臣、海軍大臣、司法大臣、逓信大臣、厚生大臣等もある）が企業整備のため特に必要ありと認めるときは、其の指定したる事業に属する設備または権利のうち、主務大臣の指定したもの、譲渡その他の処分、出資、使用または移動の制限ないし禁止の命令を爲し得るものとし、或はまた主務大臣の指定する事業ないし事業の全體に就て、其の全部または一部の譲渡、廢止または休止の制限ないし禁止を命じ得ることとしたもので、右の命令は其の都度必要に應じて此の基準規定に基き、主務大臣が各その省令または其の他の方法により、改めて命令を發することとなつてゐるのである。

第二、個別的命令の基準規定

次に個別的命令の基準規定に於ては、主務大臣（これまた多くの場合は商工大臣、農林大臣、場合によつては大藏大臣、陸軍大臣、海軍大臣、司法大臣、逓信大臣、厚生大臣）に於て必要ありと認めるときは、特定の者に對して其の事業に属する設備または権利の譲渡も

しくは賃貸を命じ、或は特定の者に對しては其の事業に属する設備または権利の譲受け又は賃借を命じ得ることとし、また或る特定の者に對しては其の事業に属する設備または権利の出資を命じ得るとともに、更にまた或る特定の者に對しては事業の全部または一部の委託、受託、譲渡もしくは譲受け又は會社の合併を命じ得る権限を與へ、また更に或る特定の者に對しては其の事業の全部または一部の廢止もしくは休止を命じ得るものとして、企業整備のため廣汎なる個別的命令の基準法を規定してゐるのである。

右何れの場合にせよ、企業整備令は緊急産業部門（商工業を始め貿易および保管の業を含む）に於ける高能率重點主義に基く編成替へのため、低能率または不要不急の事業に属する設備または権利の譲渡、出資、委託、廢止もしくは休止の命令により、企業の整理統合を圖ると云ふ極めて積極的なる性格を備へてゐるのである。而して此の場合に於ける譲渡もしくは賃貸の條件は、總て命令を受けた業者當事者間の協議によることとし、之れが不調ないし不能なる場合には主務大臣が裁定を下すことになつてゐるのである。然るところ茲に注意すべきは譲渡ないし譲受けの命令が發せられたとき、其の場合に於ける債權債務を如何に調整すべきかの諸規定に就てあるが、整理統合される業者または會社の設備ないし権利に對して擔保權の設定さ

れてゐる場合に於ては、其の擔保權を消滅しない限り此の目的を達成し得られないため、當事者は先づ擔保權の處理に就て擔保權者と協議し、之れまた其の不調または不能なる場合には主務大臣が裁定して解決するものとされてゐる。此の事は一見極めて至難なるが如くに思料さるゝが、事實は強ちそれほど困難なることでもなく、現に發送電會社法を始め、配電統制令または陸運統制令などに於て既に其の前例を見てゐるのである。然し斯かる讓渡ないし賃貸の協議または裁定の場合に於て、主務大臣から別段の定めを得るに至らぬ場合には、對價全部の支拂ひ又は供託のあつたとき其の効力が生ずるものとされ、また協議成立前に於ても緊急の場合にあつては主務大臣が讓渡命令を發し得るものとせられ、且つ此の場合には相手方から擔保を供託させることとなつてゐる。斯かる規定は全く前例のない劃期的なものであつて、また商法にも無い規定として擔保權を質權へ轉換すると云ふ新しい方法が制定されたわけであるが、之れは企業整備のため出資命令が發せられた場合、現物出資を以てする土地または建物の上に設定されてある擔保權が、質權の形に於て株式または持分の上に轉化して設定されることを意味するものであつて、企業の整備に基く金融的影響を能ふる限り最少限度に止めんとする政府の親切なる意圖の現はれである。

(註七) 擔保權とは債務者または第三者が占有を移さずして債務の擔保に供したる不動産を、擔保權者に於て他の債權者に先立ち、自己の債權の辨濟に充つるため受くる權利(民法第三百六十九條)を云ひ、質權とは其の債權の擔保として債務者または第三者より受取りたる物を占有し、且つ其の物に就き他の債權者に先立ち、自己の債權の辨濟を受くる權利(民法第三百四十二條)を云ふ。詳細に就ては本書前篇第二章「企業整備令の逐條的解説」、第三節「事業設備または權利の處分と其の措置」、第三項「事業設備または權利に設定された擔保權の處理」、第七項「事業設備または權利の出資命令」および第十三項「讓受人、被出資者の危険擔保」を御参照。

而してまた企業整備令は産業設備營團の活動により、遊休ないし未働設備の買上げに就て相當手心の加えられることは既に前述した如くであるが、其のほか出資命令に伴ふ營業稅および臨時利得稅などに對する特例、或は受託ないし讓受け又は合併の命令に伴ふ登録稅の減免などに就ても、之れまた相當考慮せらるゝものゝ如く準備されてゐる。然し此の稅法上の問題は本年(昭和十七年)劈頭の通常議會に於て協賛を経たる「租稅臨時措置法改正ニ關スル件」に於て、既に此のことが改正のうへ規定されてゐるので、本企業整備令に於てはそれを適用するものとして、敢えて別段の規定を掲げてゐないが見逃してはならない事實である。要するに企業整備は統制會ならびに各種商工業團體等の活動により、出來るだけ自治的に圓滑かつ迅速に行

はしめる政府の方針のやうであるが、緊急已むを得ざる場合または其の進涉の遅々として意の如く行はれざる場合等に於ては、傳家の寶刀として本令の發動を見やうとするものであつて、差當り本令が重點を置く方向こそ低能率または不急不要方面の中小商工業に對する整理と、高能率または緊急必要方面の商工業に對する集中化であることは頗る見易い事實であらう。

第二節 企業整備令の全貌

第一項 企業整備令の特質

茲に企業整備令の全貌に就て述ぶるに當り、先づ本令施行に當つての特質ならびに本令要旨の特質につき、一應概念的に之れを包括して縷述する必要がある。其の第一として本令施行に當つての特質を掲ぐれば、概ね次ぎの如き三點に歸着するのである。即ち――

第一、企業整備令施行に當つての特質

イ、企業整備令の施行に就ては既に前述せる如く、行政官廳の適切なる指導によつて之れを實施することを以て原則とし、本令による命令は特に必要ある場合にのみ發動される建前とされてゐる。換言すれば自治的整備を先きにし、法的整備は最後的方法とされてゐるの

である。

ロ、本令適用の對象は必ずしも中小商工業のみならず、廣く商工鑛業の全般に亘つて必要に應じ物資の生産（加工を含む）、修理、販賣、輸出、輸入および保管の業を營むものにも對しても命令される。

ハ、また本令は個人企業ないし會社企業に對して命令されるのみならず、主務大臣の指定する特定の團體、例へば商業組合、工業組合、産業組合、住宅設備營團、産業設備營團、重要物資管理營團または國民更生金庫等に對しても命令を發動することが出来るものとされてゐる。

以上の三點は企業整備令の施行に當り、特に注目される要點として關心を惹くものであるが、更に本令そのもの、要旨に就き、其の特質とさるゝものを掲ぐれば之れまた概ね左の如くである。

第二、企業整備令要旨の特質

本令要旨の特質は本令の性格に鑑み、全般的の事業主に對する一般的要旨の特質と、特定の事業または事業主に對する個別的な要旨の特質とに分ち、之れを双方の面から講究するを便

宜とする。

一、一般的要旨の特質

左記の二項は事業主に對し一般的に主務大臣が命令を發するもので、企業整備令の消極的規定とも見るべきものである。

イ、企業整備を確保するため主務大臣は物資の生産（加工をも含む。以下同じ）、修理、販賣、輸出、輸入または保管の事業にして、主務大臣が指定する業種に屬する設備または權利に就き、一般的に讓渡その他の處分、出資、使用または移動に關して制限ないし禁止を行ふことが出来る。

ロ、企業整備を確保するため、主務大臣は物資の生産、修理、販賣、輸出、輸入または保管の事業にして主務大臣の指定したものに就き、其の事業の全部または一部の讓渡、廢止または中止に關して制限ないし禁止することが出来る。

右に掲ぐる一般的要旨のものは、事業設備が不急不要の方面に利用さるゝことを禁止または制限せんとするのが其の狙ひ所であり、既に各種製造事業法などに於ても之れに關する規定が設けられてゐるが、本令に基き既存の法令に指定された事業以外の事業に就き、

漸次必要に應じて一般的に命令が發せらるゝ性質のものである。此の場合に於て損失に對する國家補償は認められてゐない。

二、個別的要旨の特質

左記の四項は企業整備の積極的規定とも見るべきものであつて、自主的整備にして不可能なる場合または意の如く進捗せざる場合に於て、主務大臣が個別的に特定の業種、業態または事業主に對して發動するものである。

イ、主務大臣は物資の生産、修理、販賣、輸出、輸入もしくは保管の業を営む事業主または主務大臣の指定する法人に對し、其の事業に屬する設備ならびに權利につき其の讓渡ないし貸渡しを命じ、又は其の設備ならびに權利の讓受けないし借受けを命ずることが出来る。

ロ、主務大臣は事業主に對し其の事業に屬する設備または權利を、株式會社、株式合資會社または有限會社等に現物出資すべきことを命ずることが出来る。此の場合、主務大臣は出資の相手方たる會社に對しても、必要な命令を發することが出来るのである。

ハ、主務大臣は事業主に對し事業の委託、讓渡もしくは讓受は、又は事業主たる會社の合

併を命ずることが出来る。

ニ、主務大臣は事業主に對し事業の全部または一部の廢止または休止を命ずることが出来る。此の場合に生ずる通常の損失に對しては、國庫に於て之れが補償をなすことになつてゐる。

なほ前節第三項の末尾に於て述べたる營業稅、臨時利得稅または登録稅などに對する課稅の減免に就ては、既述の如く臨時租稅措置法の改正によつて適切に措置を行ふことが出来るので、本令の特質としては直接その表面に現はれてゐないのであるが、之れは間接的な特質として茲に重ねて附記せねばならない。

また法規關係に就ては必要に應じて司法省令が公布される豫定になつてゐる。

第二項 企業整備令の體容

企業整備令の逐條的解説に就ては本篇第二章に於て逐次これを詳述するも、先づそれに先き立ち本令の各條項につき、逐條的に其の要點ならびに摘要を抄録し、以て本令全體の體容を概観する必要がある。之れ本令の全貌を一括して概念的に知悉せんがために便せんとするに他な

らないものである。以下これにつき簡単な記述を行つてゆこう。

第一條 企業整備令の適用範圍

事業に屬する設備または權利の讓渡その他の處分、出資、使用または移動に關して適用される。

事業の委託、讓渡、廢止もしくは休止、法人の合併、目的變更または解散に關して適用される。

第二條 企業整備令の目的

企業の整備。

企業整備のためにする事業設備もしくは權利の利用。

第三條 設備または權利の一般的制限

生産、修理、販賣、輸出、輸入または保管を業とする事業にして、其の指定せられたる事業に屬する設備または權利の處分に對する一般的制限ないし禁止の條項。

第四條 事業の一般的制限

生産、修理、販賣、輸出、輸入または保管を業とする事業にして、其の指定されたる事業

の譲渡、廢止または休止に對する一般的制限ないし禁止の條項。

第五條 設備または権利の個別的授受命令

事業主または法人に對する指定の事業設備または権利の譲渡命令もしくは貸渡命令、又は譲受命令もしくは借受命令の條項。

第六條 設備または権利の個別的授受條件に關する協議

設備または権利の譲渡ないし貸借の條件に就ては當事者の協議に委ね、且つ其の結果に就て主務大臣の認可を必要とする條項。

第七條 設備または権利の個別的授受による場合の擔保權處理

擔保權の處理に關しては當事者と擔保權者との協議を必要とする條項。

第八條 賃借權その他の権利の處理

第七條を準用規定とする條項。

第九條 擔保權の消滅と譲渡價格の供託

譲受けたる設備もしくは権利に存する擔保權の消滅と、譲渡價格の供託ならびに供託金に對する權利者指定の條項。

第十條 事業設備の協議成立前に於ける使用命令

指定事業に屬する設備の譲渡または貸渡の場合に於て、當事者の協議成立以前に於ける主務大臣の使用命令、並びに其のための擔保供託に關する條項。

第十一條 設備または権利の出資命令

指定事業の設備または権利の出資命令、並びに擔保權者の出資に對する割當株式または持分上の質權設定に關する條項。

第十二條 譲渡、貸渡、出資等の不能なる場合に於ける措置

設備の滅失、毀損その他已むを得ざる理由による譲渡、貸渡または出資命令の受諾不能なる場合に於ける報告の命令條項。但し權利に對する同様の命令にも準用さるべきことを規定せる條項。

第十三條 命令事項に對する新規處分の禁止

譲渡、貸渡または出資の命令を受けたる設備または権利の譲渡、貸渡その他新規の處分を禁止せる條項（但し譲渡、貸渡または出資に支障を來す虞れなき場合を除く）

第十四條 命令事項に對する新規處分の許可制

第十三條の譲受人、借受人または出資相手方の新規處分を主務大臣の許可制とする條項。

第十五條 競賣その他の手續施行中に於ける設備または権利に對する措置

強制競賣、國稅強制徴收、土地の使用および收用、國家總動員法第十條および第十三條の規定による使用および收用などの手續中に於ける設備または権利に對する譲渡、貸渡または出資の規定除外に關する條項。

企業整備令の全貌

第十六條 工場財團および鑛業財團の設備ならびに権利に關する所有權の歸屬

工場財團および鑛業財團の設備ならびに権利に就ては、擔保權消滅の場合を除き、譲渡または出資ありたる後も其の所有權を原財團に歸屬せしむるものとする條項。

第十七條 譲受人、出資の相手方に對する危險の保護

債務繼承の場合を除き、譲受人または出資の相手方に對する損失の補償に充つるため、譲渡人または出資者の擔保供託を必要とする條項。即ち擔保權に對する質權設定の條項。

第十八條 譲受人、出資の相手方に於ける債務繼承

譲渡人または出資者の債務にして引續き其の者の負擔とすることを不適當とする場合、主務大臣に對して譲受人または出資の相手方に其の債務繼承を命ずる權限を附與した條項。

第十九條 事業主に對する事業の整備命令

事業主に對する事業の委託、受託、譲渡、譲受の命令ならびに會社の合併の命令に關する條項。即ち本令中最も注目される條項の一つ。

第二十條 株主總會の決議を得ざる場合の措置

譲渡、貸借、出資または合併、擔保權の處理、債務の繼承等につき、會社が株主總會または役員會議の決議または同意を得ざる場合に於ける主務大臣の認可に關する條項。

第二十一條 債務の繼承、擔保の處理に關する條項

第六條の規定による決定、第七條の規定に基く裁定、設備もしくは権利の譲渡または出資、事業の譲渡に於ける場合、譲渡人または出資者の負擔する債務の繼承、擔保の處理に必要なる命令事項に關する條項。

第二十二條 事業の廢止または休止命令

主務大臣に於て必要ありと認むるときは、事業の全部または一部の廢止または休止を命ずることを得るものとする條項。即ち本令中最も注目される條項の一つであつて、將に前掲第十九條の規定と双壁をなすもの。

企業整備令の全貌

第二十三條 損失補償

事業の廢止または休止の命令により通常生ずべき損失の補償に關する條項。

第二十四條 臨檢検査

工場、事業場、店舗、倉庫その他の場所の臨檢、業務の狀況、帳簿、書類、設備その他の物件の検査に關する條項。

第二十五條 主務大臣の職權中一部の委任

第二十六條 主務大臣の所管事務と其の分掌

第二十七條 主務大臣に於ける事務の連絡

附則 施行期日

内地は昭和十七年五月十五日より、朝鮮、臺灣、樺太および南洋群島は昭和十七年六月十五日より施行とする條項。

右の本令二十七箇條および附則一項目中、最も重視さるべきものは第十九條および第二十二條の規定であつて、次に重要な條項は第三條ないし第五條の規定であり、特筆すべき條項は第十一條および第十七條の規定である。其の他は概ね之等の處理要綱を規定したものと見て

もよい。以下これらに就き章を改めて逐條的に解説して行こう。

第二章 企業整備令の逐條的解説

第一節 企業整備令の目標

第一項 企業整備令の適用範圍

企業整備令は其の冒頭に於て先づ本令の適用範圍を明かにしてゐる。今その第一條の規定を掲ぐれば左の如くである。

企業整備令第一條

國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十六條ノ
二ノ規定ニ基ク事業ニ屬スル設備又ハ權利（水ノ使用ニ關スル權利ヲ除ク以下同ジ）ノ讓渡
其ノ他ノ處分、出資、使用又ハ移動ニ關スル命令及國家總動員法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク
事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ合併若ハ解散ニ關スル命令ニ付テハ別ニ定ムル
モノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

（註八）昭和十三年勅令第三百十七號とは、同年五月四日公布の「南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關ス

ル件」である。

即ち企業整備令第一條の規定は本令の適用範圍を明確に示したものであつて、其の範圍は國家總動員法第十六條の二および三の規定に掲げられたものであるが、右二箇條の規定に就ては前章第一節第二項「企業整備令の基本法令」に於て既述したところであるから、茲には重複を避けて其の再録を省略して置く。然し今こゝで其の適用範圍だけを明確にして置けば即ち左の如くである。

イ、事業に屬する設備または權利の讓渡その他の處分、出資、使用または移動

ロ、事業の委託、讓渡、廢止もしくは休止、法人の合併もしくは解散

而して本令に云ふ事業とは所謂「平時に於ける營利事業」の如き觀念とは異り、戦時に於ける國防目的達成のためにする總ゆる經濟的運營の仕事を意味し、其の營利事業たると公共事業たるとを問はないのである。また事業に屬する設備とは工場、事業場、店舗または倉庫に所屬する土地、建物、機械、器具、什器その他各般の諸施設を云ひ、更にまた事業に屬する權利とは事業の運營上直接間接それに附帶する各種の特許權、發明權、營業權、占有權、所有權、先取特權、債權、質權、抵當權その他の權利を總稱するものである。即ち本條に於ては事業に屬

する右の如き設備または権利の譲渡その他の處分、出資、使用または移動に關して必要なる命令をなし、或は事業そのもの、委託、譲渡、廢止もしくは休止、又は法人の合併ないし解散に關して必要なる命令をなし得ることを明確にしてゐるが、別に定むるものに就ては之れを除外してゐる。而して此の「別ニ定ムルモノ」とは如何なるものを云ふかと云ふに、同じく國家總動員法第十六條の二または三の規定に基いて制定せられた勅令、例へば陸運統制令、海運統制令、配電統制令、港灣運送業等統制令、新聞事業令または金融事業整備令の如きものを指すのであつて、之等の勅令と本令との關係は一般法と特別法との異つた立場にあり、企業整備令は企業の整備に關する一般法であるに對し、右の各種勅令は特殊の分野にのみ適用される特別法であるから、其の他のものに就ても若し右の如き特別法として別に勅令が制定公布せられた場合には、即ち本令の適用範圍を去つて其の特別法により適用を見られることになるのである。

質疑應答

問 各種事業法と企業整備令との關係如何。

答 他の特別法と同じ關係に立つものである（本文參照）。

問 他の法令に於て認可權、許可權等が行政官廳に保留せられてゐる場合に於ける他の法令と

本令との關係如何。

答 他の法令に基いて行政官廳の認可、許可、承認、免許等を要する事項のある時、それ等の事項に就て本令からも命令が發せられた場合に於ける他の法令による認可、許可、承認、免許等は、本令第五條第二項に於て之れを「前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ他ノ法令ニ拘ラス讓渡又ハ貸借ヲ爲スコトヲ得」（以下本條の準用條文參照）として、他の法令による認可、許可、承認、免許等を排除してゐる。但し他の法令による認可、許可、承認、免許等を必要としたのは、それぞれ特別の理由があつてのことであるから、主務大臣が本令によつて命令をなさんとする場合に、其の事項が他の法令に基き他の大臣または地方長官、もしくは他の大臣の所轄する官衙の長の認可、許可、承認、免許等を要するものであるときは、豫め其の法令の所管大臣に協議するものと申合せによつて定められてゐる。

問 本令と臨時資金調整法との關係如何。

答 本令によつて命令の發動される場合に、臨時資金調整法施行令第五條第二項または第六條の三第二項に該當する時は、之れまた豫め大藏大臣に協議することゝなつてゐる。

第二項 企業整備令の目的

企業整備令第二條は本令施行の目的を示したものであつて、之れまた其の條文を示せば左の如くである。

企業整備令第二條

本令ハ國民經濟ノ總力發揮ニ資スル爲企業ヲ整備シ又ハ之ガ爲事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ利用ヲ有効ナラシムルコトヲ目的トス

即ち企業整備令は大東亞戰爭完遂のため、國民經濟の總力を發揮し、生産力の増強、配給の適正かつ圓滑を圖る等の目的を以て最も有效適切に企業を整備するとともに、事業に屬する設備または權利を最高度に活用せんとすることを期する條項である。換言すれば大東亞戰爭を完遂し、我が國が大東亞の盟主として國防國家體制を確立するがためには、此の目的に副ふべき充分なる銃後の産業力を整備擴充することが最大の急務であるが、また其のためには産業の各部門に亘つて再編成を斷行し、各それぞれ必要な企業整備を行はねばならない。そこで政府は從來各業種別に各それぞれの特事情を參酌して整備要綱を作成し、之れに基いて地方廳指導

の下に其の實施を急いで來たのであるが、企業整備に當つて政府の最も痛感せる事柄は、産業再編成に對する行政官廳指導力の強化と云ふことであつて、それは取りも直さず整備指導力の法的化と云ふ一事である。即ち本令は之れを裏付けんため、此の第二條に於て斯く其の目的を明かに示したのである。

質疑應答

問 本令に云ふ企業とは如何なる範圍のものなりや。

答 主務大臣の指定する事業。而して事業の種類に就ては物資の生産（加工を含む）、修理、販賣、輸出、輸入または保管を業とするもの（本令第三條ないし第五條參照）。

問 政府の作業廳または公共團體の作業場に對しては本令を適用するや。

答 右に對しては本令に據らずとも行政官廳直接の指導監督により、本令を適用せる場合と同様の目的を達成し得るを以て、特に本令を適用せざるものとされてゐる。

問 本令は教育事業または文化事業等に對しては其の適用ありや。

答 本令の目的が産業の再編成と生産力の維持増強とにあり、また其の目的を達成するために制定されたものであるから、教育および文化の向上に資するための諸事業には適用されな

問 本令は事業法の制定されてゐる事業に對しても適用ありや。

答 例へ本令制定の目的が企業整備と生産増強とにありと雖も、事業法が制定せられ事業法の運用により本令と同様の目的を達し得る分野には適用されない。

問 勅令を以て統制されてゐる事業に對しては本令の適用如何。

答 國家總動員法第十六條の二または三の規定に基き、それぞれ別個の總動員勅令が發動されてゐる分野の事業には適用されない。

問 本令の適用を受ける事業と特別法の關係に屬する事業との間に於て、設備または権利の譲渡、讓受などを行ふ場合には、其の手續、例へば協議または裁定を何れの法規によつて措置さるゝや。

答 斯ゝる場合には全部本令によつて措置するものとする。

問 本令に云ふ設備とは法律上如何なるものを云ふや。

答 物的設備を指し人的設備を含まない。また物的設備は民法上の動産たると不動産たるとを問はない。

問 本令に云ふ権利とは法律上如何なるものなりや。

答 有體財産権および無體財産権の總てを包含する。

第二節 事業設備または権利、事業等の一般的制限

第一項 事業設備または権利の一般的制限

企業整備令第三條

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生産（加工ヲ含ム以下同じ）、修理、販賣、輸出、輸入又ハ保管ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ屬スル設備又ハ権利ニ付一般的ニ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用又ハ移動ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得
前項ノ設備又ハ権利ハ主務大臣之ヲ指定ス

本條は主務大臣の指定する物資の生産（加工を含む。以下同じ）、修理、販賣、輸出、輸入または保管を業とする事業に屬する設備または権利につき、一般的整備の命令權を當該主務大臣に附與したことを規定したものであつて、殊に企業整備のため主務大臣に於て特に必要ありと認められた場合には、其の事業に屬する設備または権利に就て、一般的に其の讓渡ないし其の

他の處分は勿論、設備または権利を以て各種出資の目的物となし、或は之れを使用または移動することを、制限もしくは禁止し得ることとしたものである。

而して本條は企業許可令第六條の規定に於て、閣令により指定せられた事業に屬する設備のうち、更に主務大臣の指定するもの、新設、擴張、改良等を許可制としたのに對し、さらに一層の法的強制權を與へたことを規定したものであつて、企業許可令では爲し得なかつた既存設備の讓渡その他の處分、出資への轉用、使用ないし移動などに就ても之れを制限もしくは禁止するほか、企業許可令では全然その適用を見なかつた營業權その他各種の權利に就ても、等しく之れを拘束せんとするは本令の特色とさるゝ點であり、殊に企業許可令に於ては閣令による指定事業に限られてゐるのに對し、本令では閣令によつて事業の範圍を限定せず、主務大臣に於て必要ありと認められた場合には、廣く如何なる種類の事業に就ても指定し得ることは特に注目すべき事柄である。素より其の事業ならびに事業に屬する設備または權利の種類に就ては、本條第二項に示されてゐる如く主務大臣が之れを指定することになつてゐるが、勿論それは緊急必要なる事業の設備または權利に重點を置き、之れに整備集中されることは敢て多言を要しないことであつて、また緊急必要な事業の設備または權利であつても、低能率のものを避けて高

能率のものへと集中されることは云ふまでも無いだらう。此の事は我が企業界に劃期的な一轉機を描く法的效果を齎らすもので、此の限りに於て本條の規定は爾後の諸條項に對し幾多重大なる示唆を持つものであり、特に重視されねばならぬ條項の一つとなつてゐる譯である。

質疑應答

問 主務大臣の指定する事業とは企業許可令の指定事業の如く閣令を以て指定さるゝや。

答 閣令に據らず、主務大臣必要ありと認めたる場合には、主務大臣自ら直接これを指定する。

問 主務大臣の指定する事業とは不急不要の事業を指すや。

答 強ち不急不要の事業にのみ止らず、緊急必要なる事業を指定する場合もある。即ち不急不要の事業に屬する設備または權利に對しては命令に基いて措置せしめるため任意に讓渡その他の行爲が拘束され、緊急必要なる事業に屬する設備または權利に就ては、其の機能保全のため同様に讓渡その他の行爲が拘束される。

問 本條による拘束は指定事業を営む如何なる事業主なりや。

答 指定事業を営む個々の事業主に對する拘束ではなく、其の指定事業を営む業者全體に對する拘束を意味する。

問 本令に云ふ譲渡とは如何なる行爲を指すや。

答 所有權を移轉せしむる行爲を云ひ、其の有償譲渡たると無償譲渡たるとを問はない。

問 本令に云ふ「其の他の處分」とは如何なる處分なりや。

答 例へば設備または權利に就ての貸借、質權または抵當權の設定など所有權の移轉に對する前提ともなるべ行爲、または占有權に影響を及ぼすべき行爲等の總てを云ふ。

問 本令に云ふ出資とは如何なる行爲を指すや。

答 凡そ出資には金錢出資、勞務出資、現物出資、權利出資、其の他のものがあるが、本令に云ふ出資とは事業設備の現物出資または權利出資を意味する。

問 本令に云ふ使用とは如何なることを意味するや。

答 設備または權利の所有權を移轉すると否とを問はず、之れを事業の經營その他の目的により運用する行爲を云ふ。

問 本令に云ふ移動とは何か。

答 設備または權利の移轉ないし變更を云ふ。

第二項 事業の一般的制限

企業整備令第四條

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生産、修理、販賣、輸出、輸入又ハ保管ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ付一般的ニ當該事業ノ全部又ハ一部ノ譲渡、廢止又ハ休止ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル事業ヲ營ム法人ノ合併又ハ解散ノ決議ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

前條の規定が指定事業に屬する設備または權利の處分に對する一般的制限ないし禁止の條項であるに對し、本條は指定事業そのもの、譲渡、廢止または休止に就ての一般的制限ないし禁止を規定した條項であつて、戦時下の急務たる生産増強の目的を以て重點的に必要なる事業の經營を確保し、其の最高度に於ける能率を有效適切に活用するとともに、其の能力を國家目的に集中して利用せしめるため、全體としてそれらの事業の全部または一部につき事業主の任意による處分を制限ないし禁止せんとするものである。従つて要は時局下緊要なる事業の經營を

確保せしむる趣旨から出たものであるから、其のため之れには左の如き諸條件が意味されるのである。即ち——

- 一、時局下緊要なる事業たること。
 - 二、従つて特定の事業に對してではなく、一般的に其の事業の全體に對して適用される。
 - 三、其の事業の經營を確保するために強力に實施される。
 - 四、事業の譲渡、廢止または休止の制限ないし禁止命令が殆んど絶對的であること。
 - 五、一面また其の事業の保護的意味をも含まれてゐる。
 - 六、反對に不要不急の事業に對しては其の排除さるべきことのある事實を示唆してゐる。
- 等が擧げられる。従つて斯る事業の譲渡、廢止または休止を制限ないし禁止された事業にあつては、其の事業を營む者が法人である場合には、法人の目的變更、合併または解散の決議に就ても、之れを主務大臣の許可制に置いたことは當然すぎるほど當然のことである。本條の規定も企業整備令の各條項中その最も注目すべきものゝ一つであると同時に、此の規定のある反面には本令第十九條の規定に掲ぐるが如き事業主に對する事業整備の強制命令、第二十二條の規定に示すが如き事業の廢止または休止命令等のあることを忘れてはならないのである。

事業設備または權利、事業等の一般的制限

質疑應答

- 問 事業の一般的制限ないし禁止の命令は、何故に消極的なる行爲の制限ないし禁止なりや。
- 答 一般的命令を以て積極的なる行爲を命ずることは補償の關係上不可能なるがためである。
- 問 其の事業は如何なる方法を以て指定さるゝものなりや。
- 答 一般的命令たる以上それは一種の法的規範の形を採らるべきもので、具體的にはそれぞれ主務省の省令、告示、規則等の形式を以て公布される。

- 問 本條の適用さるべき適切なる具體例を問ふ。
- 答 本條の目的とするところは時局下緊要なる事業の維持と、其の事業の生産増強とを圖らんとするにあるは云ふまでもない。従つて例へば航空機用の燃料に必要なプロムの製造事業に生産の増強が若し必要とさるゝならば、本條の規定を以て對處し得ることゝなるのである。

- 問 緊急必要なる事業とは軍需工業を中心として指すものなりや。

- 答 軍需工業は確かに其の一つに相違なきも、強ち軍需工業のみが緊急重要事業の總てではない。其の他に生産力擴充の事業、食糧増産關係の事業、資源開發の事業、必要なる方面また

事業設備または權利、事業等の一般的制限

は地域の生活必需品配給事業等々その種類は尠くない。

問 生産統制會社、配給統制會社などは其の代表的なるものなりや。而して其の目的變更、合併または解散等の決議に就ても、等しく本令に基き主務大臣の許可を必要とするや。

答 右の統制會社たりとも主務大臣が本令に基いて指定した場合には本令の適用を受ける。然らざる場合には本令には據らずして、所管各省の指令に基いて許可を受けねばならない。

問 事業の廢止とは如何なる程度のものを目指すものなりや。

答 事業の全部または一部を無期限に閉鎖するを云ふ。また事業の一部とは副業の部分を目指す場合もあり、また專業または主たる事業の部分にあつても、其の特定の部分ないし特定の範圍を指す場合もある。

問 事業の休止とは如何なる程度のものを目指すものなりや。

答 事業の全部または一部につき期限付閉鎖を行ふを云ふ。

第三節 事業設備または権利の個別的制限

第一項 事業設備または権利の個別的授受命令

企業整備令第五條

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生産、修理、販賣、輸出、輸入若ハ保管ノ業ヲ營ム者（以下事業主ト稱ス）又ハ主務大臣ノ指定スル法人ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡又ハ貸渡ヲ命ジ又ハ事業主若ハ主務大臣ノ指定スル法人ニ對シ當該設備若ハ權利ノ讓渡若ハ借受ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ他ノ法令ニ拘ラズ讓渡又ハ貸借ヲ爲スコトヲ得

即ち第五條は事業に屬する設備または権利につき、之れが個別的授受命令の權限を主務大臣に附與した規定であつて、特定の事業主または主務大臣の指定する法人に對しては、其の事業に屬する設備または権利を讓渡もしくは貸貸することを強制的に命令し、また或る特定の事業主または指定の法人に對しては、反對に其の讓渡もしくは貸借せしめることを強制的に命令し得ることとしたものである。而して本條の目的もまた重點主義による經濟總力發揮のため、事業に屬する設備と權利とを不急不要の方面から緊急必要の方面へと轉換せしめんとする趣意に

出たものであつて、殊に遊休未働設備や平和的事業の設備ないし権利の動員されることは想像され易い。此の意味に於て本條もまた爾餘の各條項に對して基本をなすものである性格上、本整備令中特に重視されねばならない條項の一つとなつてゐる。

なほ本條の規定による命令を受けた者は、民法、統制諸法規、其他如何なる法令にも拘束されることなく、其の事業に屬する設備ないし権利を譲渡または貸借なし得ることとしたのは、本條の經濟總力發揮に對する法的效果の絶對性を與えたもので、戰時非常立法の非常立法たる所以であると云ひ得られやう。

質疑應答

問 本條に基く命令は如何なる方法によつて行はれるか。

答 左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して行はれる（企業整備令施行規則第一條參照。以下單に規則と略稱す）。

一、當事者の氏名（法人にあつては其の名稱および代表者の氏名とする。以下同じ）および住所。

二、當該設備または権利の表示。

三、譲渡または貸借の條件に關係する協議につき認可を申請すべき期限。

四、其他必要と認むる事項。

問 命令によつて譲渡したる設備または権利が、相手方に於て不用に歸すると云ふ事情に立到りたるときは、舊譲渡人の許へ譲戻しを受け得らるゝや。

答 豫め當事者間の協議に於て其の旨を定め置くときは譲戻しを受け得られる。また豫め協議に於て其の旨の定めなき場合と雖も、相手が處分すべき先を決定し居らざる場合には、國家總動員法第十五條の規定（権利の拂下げを受くる優先順位の條項）に準じ、舊譲渡人または其の一般承繼人に於て優先的に譲戻しを受け得らるゝものと解釋される。

問 譲渡または貸渡の命令を受けたるとき、或は譲受または借受の命令を受けたるときは、如何なる事情あるも之れを拒むことは不可能なりや。

答 拒み得ない。但し設備または権利の毀損、滅失その他已むを得ざる事情のあるときは主務大臣に其の旨を届出たるうへ其の指圖を受けねばならない。

第二項 事業設備または権利の授受に關する協議

企業整備令第六條

前條ノ場合ニ於ケル讓渡又ハ貸借ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル

前項ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第一項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣ハ讓渡又ハ貸借ニ關シ必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

本條は本節第一項に於て述べた「設備または権利の個別的授受命令」を受け、事業主または主務大臣の指定する法人が、其の事業に屬する設備または権利の讓渡、讓受または貸借を行ふ場合に於て、其の讓渡もしくは讓受、または貸借もしくは貸借等の諸條件に就ては、専ら之れを其の當事者双方の合意に委ねたことを規定した條項であつて、例へ企業整備の場合と雖も此の點が彼の所謂「徵發」ないし「徵用」とは全く其の趣を異にしてゐる點である。即ち飽くまでも當事者間の權利義務を充分に尊重し、其の圓滑なる遂行を期するとともに當事者間の經濟的打撃を出来るだけ最低限度に止めんとしたことは、法の精神が充分なる温か味を示してゐるものと云ふべく、また之等のことは本令の隨處に見る特徴ともなつてゐるものである。斯く條件の協議は之れを當事者間の合意に委ねるも、其の條件の適正なることを期するため條件の内

容は主務大臣の認可を必要とし、また合意の不調なる場合または不可能なる場合等も相當に豫想されるので、斯る場合には主務大臣が當事者に代つて裁決し其の遂行の萬全を期せんとしてゐることは注目に價ひする。

質疑應答

問 讓渡または貸借の對價は如何なる根據によつて決定するや。

答 通常その時價によつて當事者間の協議のうへ決定し、更に之れを主務大臣に申請して其の認可を得たる對價に據るものとする。

問 讓渡の時期、貸借の期限等は何によつて決定するや。

答 主務大臣の命令する内容によつて決定する。

問 讓渡または貸借の方法、場所および附帶經費等に就ては如何に決定するや。

答 當事者間の合意によつて決定し、主務大臣の認可を受くるものとする。

問 協議されたる條件の認可申請は如何なる方法を以てなすべきや。

答 右の認可申請は左に掲ぐる事項を記載し、且つ當事者の連署したる申請書を主務大臣に提出する。

- 一、讓渡または貸借に關する契約の内容
- 二、讓渡價格または貸貸料の算出基礎
- 三、協議の顛末

(規則第二條參照)

問 協議の不調または不可能なる場合には、誰か主務大臣に裁定を申請するや。

答 當事者何れか一方または双方より申請する。

問 協議の不調または不可能なる場合に於て、主務大臣が裁定を下すに當り如何なる措置が採らるゝや。

答 主務大臣が右の裁定をなす場合には、豫め期間を指定して當事者双方に意見書を提出せしめる機會を與ふることになつてゐる(規則第三條第一項參照)。

問 主務大臣が裁定を下したるときは、如何なる方法を以て通告さるゝや。

答 まづ裁定は理由を附したる決定書を以て行ひ、其の謄本を當事者双方に交付される(規則第三條第二項參照)。なほ主務大臣が右の決定を行つたときは、軍機保護上特に支障のある場合を除き、其の他は官報を以て決定の旨が公示される(規則第三條第三項參照)。

問 當事者が讓渡または貸借の協議または決定に基き、其の設備または権利の引渡しを行つたときは、如何なる手續を採らねばならないか。

答 引渡完了の旨を記載し、且つ當事者双方の連署したる届書を遅滞なく主務大臣に提出せねばならない(規則第四條參照)。

問 設備または権利の讓渡もしくは貸借に要したる附帶經費、並びにそれによつて豫想さるゝ將來の損失に就ては、國家に於て之れを補償するや否や。

答 當事者双互間の協議によるを建前とするから、斯ゝる附帶經費および豫想さるゝ將來の損失に對しては、國家は其の補償に任せざるものとされてゐる。

第三項 事業設備または権利に設定されたる

擔保權の處理

企業整備令第七條

知レタル擔保權ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第五條第一項ノ規定ニ依ル讓渡又ハ讓受ノ命令アリタル場合ニ於テ當該擔保權ヲ消滅セシムルニ非ザレバ企業ヲ整備シ又ハ當該設備若ハ

權利ノ利用ヲ有效ナラシムルコト困難ナルトキハ當事者ハ擔保權ノ處理ニ付擔保權者ニ協議スルコトヲ得

前項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ當事者又ハ擔保權者ハ當該事項ニ付主務大臣ノ裁定ヲ申請スルコトヲ得

即ち第七條は既に擔保權の設定されてゐることが明白である事業の設備または權利に對し、前掲第五條第一項の規定による讓渡または讓受の命令があつた場合に、若し其の設定されてゐる擔保權を取除かねば企業の整備に支障を來すとか、また其の設備ないし權利を有効に利用することが出來難い状態等にあるときは、之れに對する擔保權取除きの協議をも當事者ならびに擔保權者間の合意に委ね、更に其の協議の不調あるひは不能等の場合には、之れまた主務大臣が之等の者に代つて裁決することを規定した條項である。之れは第三者たる擔保權者の危険を保護する趣旨から出たと同時に、擔保權の設定されてゐることによつて讓渡の不圓滑になることを防がんとするものであつて、此の點は爾餘の規定ともにも本令の苦心された跡が充分に窺はれるものである。

質疑應答

問 擔保權とは如何なるものを云ふや。

答 質權および抵當權を云ふ。而して質權の設定は債權者に擔保物件を引渡すことによつて效力を生ずるも、抵當權は債權者に擔保物件の占有を移さず、且つ其の擔保物件は不動産、地上權および永小作權に限定されてゐる。

問 知れざる擔保物件に讓渡の命令を受けたる場合は如何にすべきや。

答 擔保權の移轉先が知れざる場合、又は擔保權者の居所が知れざる場合等に於ては、主務大臣の裁定により、主務大臣の適當と認むる他の擔保を讓受人から供託せしめることとする。

問 當事者と擔保權者との間に於て協議が調はず、又は協議することが不可能なる場合には、如何なる方法により主務大臣の裁定を申請するや。

答 右の場合に於ける裁定の申請は、左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出して裁定を仰ぐものとする。

一、申請人の氏名および住所

二、相手方の氏名および住所

三、當該擔保權および當該擔保權の目的たる設備または權利の表示

四、申請の目的および理由

而して右の申請書には相手方たる擔保権者の數に應ずる副本を添へねばならない。

主務大臣が右の申請書を受理したときは、其の副本を相手方に交付し期間を定めて答辨書提出の機會を與える。而して其の裁定の發表は前掲の規則第三條の場合と同じである（規則第五條参照）。

第四項 賃借權その他の權利に對する處理

企業整備令第八條

前條ノ規定ハ知レタル賃借權其ノ他ノ權利ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第五條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

即ち第八條の規定は讓渡または賃貸を命ぜられた事業の設備もしくは權利が、既に賃貸借の目的物とされてゐた場合、或は目的物とされて既に賃貸借の履行されてゐた場合、また或は其の他の權利の目的物とされてゐた場合、例へば他人によつて既に先取特權が得られてゐた場合、或は既に質權が設定されてゐた場合、乃至は賣買讓渡の契約が成立してゐた場合、其の他

既に占有權の上に權利が設定されてゐた場合等に於ても、之等を總て前掲第五條第一項の規定による場合と同様に、讓渡ないし讓受、賃貸ないし賃借をなし得るものとして法的効果を強化したものである。換言すれば知れたる賃借權その他の目的たる設備または權利に對し、主務大臣から讓渡または讓受の命令があつた場合に、其の賃借權または其の他の設定されてゐる權利を取除かぬ限り、其の企業を整備し或は其の設備または權利を有効に利用することが困難であるときは、當事者に於て其の賃借權または其の他の權利の處理に就き、賃借權者または其の他の權利の取得者と協議をなすことが出来るのである。而して此の場合にも若し其の協議が調はず又は協議をなすことが不可能であるときは、當事者または其の權利者から權利の處理に就て、主務大臣の裁定を申請することが出来るものとしたのである。之れは第七條の規定が設備または權利に對して設定されてゐる擔保權の處理に關する件であるに對し、本條の規定は賃借權その他の權利の處理に關する件であつて、即ち双方が對蹠的な規定として企業整備の遂行に圓滑を期せしめんとしてゐることは、法の完璧を期する上に於て極めて注目に價ひする。

質疑應答

問 本條の規定に基く主務大臣の裁定を申請する場合には如何なる手續に據るべきか。

答 前掲第七條の規定に基く裁定申請の場合と同じ手続を採る（第三節「事業設備または権利に設定された擔保權の處理」の質疑應答を参照。規則第六條の規定をも併せて参照のこと）。

問 知れざる賃借權その他の目的たる設備または權利に對して、主務大臣より讓渡または讓受の命令があつた場合には、其の處理を如何にすべきや。

答 之れまた前節の質疑應答に於けると同様の質問に對する解答を斟酌すること。

第五項 擔保權の消滅に對する供託

企業整備令第九條

讓渡ヲ受クル設備又ハ權利ニ付知レタル擔保權ノ存スル場合ニ於テ當該擔保權ガ第七條ノ規定ニ依リ消滅スルトキハ當該設備又ハ權利ノ讓渡價格ヲ支拂フベキ者ヘ其ノ讓渡價格ヲ供託スルコトヲ要ス但シ同條ノ協議又ハ裁定ニ於テ別段ノ定メヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ニ於テハ當該擔保權者ハ供託金ニ對シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得
即ち本條は讓渡の目的物たる事業の設備または權利に就て擔保權が設定されて居り、之れを

前掲第七條の規定により擔保權の取除きが行はれた場合には、其の設備または權利の讓渡價格を支拂ふ側の者から、其の讓渡價格に相當する金額を供託せねばならぬことを規定したものであつて、讓渡が當事者間の協議によつて決定せる場合の契約ないし主務大臣の裁定に於て、何等の申合せをしなかつた場合に於ける效力發生の時期を規定したものと云へる。而して右の讓渡價格を供託した場合に於ても、其の擔保權が供託金に對し依然として擔保權を行使し得るものとしたのは、正當な債權者の立場を擁護したものであつて、企業の整備により當事者または其の關係者に、徒らな摩擦を興ふることを極力防止したものととして當然な措置であると云ひ得られやう。然し不動産、特許權、發明權、其の他の如き登記によらねば所有權の移轉し得られないものに就ては、讓渡價格の供託とともにそれぞれ登記手續の必要であることは云ふまでもないことである。

質疑應答

問 本條に云ふ「讓渡價格ヲ支拂フベキ者」とは誰か。

答 當事者間の協議により其の設備または權利の讓受人たることもあり、また債務者の立場にある讓渡人たることもある。

問 讓渡價格は何處へ供託するか。

答 主務大臣指定の場所、建前としては日本銀行。

問 當事者および擔保權者の間に協議が調ひ、或は主務大臣の裁定を得た場合に於ても、登記によらねば所有權の移轉せぬ不動産、特許權、其の他の讓渡には登記を必要とするや。

答 必要とする。企業整備令と登記法とは獨立した關係に立つてゐるがためである。

問 當事者および擔保權者の間に協議が調ひ、又は主務大臣の裁定を得た場合、其の協議または裁定に別段の定めをしたときは、なぜ讓渡價格の供託を必要としないか。

答 別段の定めがあるときは供託金に代位するからである。但し當事者および擔保權者の間で協議を調べ、其の協議に別段の定めをなす場合には、契約書に於て其の事實を明記し、且つ之れに就て主務大臣の認可を得なければならぬ。

第六項 事業設備の授受協議の成立前に於ける使用命令

企業整備令第十條

主務大臣ハ第五條第一項ノ規定ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ讓渡又ハ貸渡ノ命令ヲ爲シタル

場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第六條ノ協議又ハ決定前ト雖モ當該設備ヲ占有スルモノニ對シ必要ナル事項ヲ指定シテ當該設備ノ讓受又ハ借受ヲ爲スベキ者ニ當該設備ヲ使用セシムベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ當該設備ノ讓受又ハ借受ヲ爲スベキ者ヲシテ相當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ供託シタルモノ、處理ニ付テハ第六條ノ協議又ハ決定ニ於テ必要ナル定ヲ爲スベシ

第十條の規定は設備の讓渡または貸渡の事實が緊急を要する事態なるに拘らず、當事者間に於て協議が徒らに遷延しつゝあつたり、或は協議が容易に調はざるが如き場合等にあつては、主務大臣に於て其の讓渡または貸渡の命令を受けた者に對し、協議成立前と雖も強制權により相手方へ其の全部または一部を引渡すやう命令をなし得るとともに、また主務大臣に於て緊急を要する事態にありと認めるときは、主務大臣の裁定決定前と雖も同様に相手方へ引渡すやう命令をなし得ることを規定した條項である。然し此の場合には後日その對價の支拂ひが不能に陥る場合も豫想されるので、本條第二項の規定は斯かる場合に備へるため、豫め讓受人ないし

借受入から相当額の擔保を供託させることが出来ることとして居り、また後日その擔保の處理につき紛議の起らぬやう、協議または決定に於て豫め必要なる事項を定めて置かねばならぬものとしてゐる。

質疑應答

問 本條に云ふ「當該設備を占有スルモノ」とは誰を指すものなりや。

答 讓渡または貸渡の命令を受けた設備に對して所有權を有する者、即ち其の設備の持主に對しては勿論、之れを借受けて其の使用權を持つてゐる所謂「占有權者」をも包含する。

問 本條に云ふ「相當の擔保」とは如何なる擔保なりや。

答 當事者間の協議によつて決定せられたもの。當事者の協議によつて決定せられない場合は、主務大臣の裁定によつて決定せられたもの。

問 本條の規定による命令は如何なる手續によつてなされるや。

答 左に掲ぐる事項を記載したる令書が交付されて命令される。

一、當該設備を有する者の氏名および住所

二、當該設備の屬する事業の事業主の氏名および住所

三、當該設備を使用すべき者の氏名および住所

四、當該設備の表示

五、使用の期間

六、企業整備令第十條第二項の規定により、當該設備を使用すべき者をして擔保を供託せしむべき場合にあつては、擔保の種類および額ならびに之れを供託すべき期限

七、其の他必要と認むる事項（規則第七條参照）

第七項 事業設備または権利の出資命令

企業整備令第十一條

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備又ハ權利ヲ株式會社、株式合資會社又ハ有限會社ニ出資スベキコトヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テ主務大臣ハ出資ノ相手方タル會社ニ對シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五條第二項及第六條乃至第八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

出資スル設備又ハ權利ニ付知レタル擔保權ノ存スル場合ニ於テ當該擔保權ガ前項ニ於テ準

用スル第七條ノ規定ニ依リ消滅スルトキハ當該擔保權者ハ出資ニ對シ割當テラレタル株式又ハ持分ノ上ニ質權ヲ有ス但シ同條ノ協議又ハ裁定ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ質權ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

即ち第十一條の規定に掲ぐるものは、特定の事業主に對して其の事業に屬する設備または權利を以て、指定された株式会社、株式合資會社または有限會社等に出資すべきことを命じ得るとともに、其の出資の相手方たる會社に對しても出資の引受けに就て必要な事項を命じ得ることとしたものであつて、此の場合に於ても出資の條件は當事者間の協定によることとし、其の協議の結果に就ては主務大臣の認可を受くるにあらざれば效力を認めざることとする一方、また若し其の設備または權利の上に賃借權その他の權利が設定してあつた場合には、其の權利者に對しても協議せねばならないものとしてゐる。而して本條に於て特に注意すべき事柄は、右の出資命令を受けた事業主の事業に屬する設備または權利の上に設定されてゐた擔保權が、當事者ならびに擔保權者の間に於ける協議によつて消滅するときは、其の擔保權者は出資に對して割當てられた株式または持分の上に質權を持つことが認められた事柄であつて、斯かる規定

事業設備または權利の個別的制限

は既に前にも述べた如く全く前例を見ない劃期的なものであり、また商法にもない規定として「擔保權の質權への轉換」と云ふ新しい方法を認めたものである。即ち企業整備のため事業の設備または權利の出資命令が發せられた場合、例へば其の現物出資の目的物たる土地または建物その他のものに對する擔保權は、質權と云ふ別な形を以て株式または持分の上に轉化されるものであつて、企業整備による金融的影響を能ふる限り最少限度に喰ひ止めやうと云ふ新制度なのである。

質疑應答

問 擔保權が質權に轉換された場合の効果如何。

答 擔保物件が擔保權者の占有に移轉されるから、擔保權者の擔保權は質權に轉化されて擔保の效力は著しく強化される。

問 出資命令は如何にして發令されるか。

答 左に掲ぐる事項を記載したる令書を以て命令される。

一、當事者の氏名および住所

二、當該設備または權利の表示

事業設備または權利の個別的制限

- 三、出資の條件に關する協議に就て認可を申請すべき期限
- 四、其の他必要と認められた事項
(規則第八條第一項參照)。

問 擔保權者が出資に對し割當てられた株式または持分の上に質權を設定する場合、出資の相手方たる會社は如何なる手續を採るべきか。

答 出資の相手方が株式會社である場合には、商法第二百九條第一項の手續を行ひ、株券を擔保權者に交付せねばならない。(規則第九條第一項參照)。

(註九) 商法第二百九條第一項

記名株式ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ會社ガ質權設定者ノ請求ニ依リ質權者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキハ質權者ハ會社ヨリ利益若ハ利息ノ配當、殘餘財産ノ分配又ハ前條ノ金錢ノ支拂ヲ受ケ他ノ債權者ニ先立チテ自己ノ債權ノ辨濟ニ充ツルコトヲ得

出資の相手方が株式合資會社である場合には、右に述べた株式會社の場合と同様の手續を採らねばならない。(規則第九條第二項參照)。

更に出資の相手方が有限會社である場合には、有限會社法第二十三條第二項に於て準用さ

れる同法第二十條の手續を採らねばならない (規則第九條第三項參照)。

(註一〇) 有限會社法第二十三條

持分ハ之ヲ以テ質權ノ目的ト爲スコトヲ得

第十九條第一項及第二十條ノ規定ハ持分ノ質入ニ之ヲ準用ス

(註一一) 有限會社法第二十條

持分ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所並ニ移轉スル出資口數ヲ社員名簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ會社其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第八項 讓渡、貸渡または出資の不能なる場合に於ける措置

企業整備令第十二條

事業ニ屬スル設備ニ付第五條第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ當該設備ノ滅失、毀損其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ命令ニ應ズルコト能ハザルニ至ルベキトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ遲滞ナク之ヲ主務大臣ニ報告スベシ

前項ノ規定ハ事業ニ屬スル權利ニ付第五條第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

即ち本條は本令第五條第一項の規定による事業設備の譲渡ないし貸借命令、或は本令第十一條第一項の規定による設備の出資命令を受けた者にして、其の設備の滅失または毀損その他已むを得ぬ理由によつて命令の受諾が不可能なる場合に立到つたとき、國家總動員法第三十一條（報告命令の條項、註一二參照）の規定に基いて、速かに其の旨を主務大臣に報告したうへ其の指示を俟たねばならぬことを規定したものである。

（註一二） 國家總動員法第三十一條

政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

なほ右の規定は事業に屬する權利に對して、同様第五條第一項の規定による譲渡ないし貸借命令、または第十一條第一項の規定による出資命令を受けた者にも準用される。

質疑應答

問 設備の滅失、毀損その他已むを得ざる理由により、譲渡ないし貸借命令に應諾し得られな

い程度または狀況は、其の基準を何によつて判定するか。

答 報告をなしたるうへ主務大臣の判定によつて行ふ。

問 權利の譲渡ないし貸借命令に應諾し得られない程度または狀況等に就ては如何。

答 權利の消滅、喪失、失効その他已むを得ない理由による譲渡ないし貸借命令の受諾不能なる程度および狀況は、前記設備の場合に於ける判定と同じ。

問 事業設備の譲渡ないし貸借命令の受諾不能なる場合に於ける報告は如何にするか。

答 左に掲ぐる事項を記載したる報告書を主務大臣に提出せねばならない。

- 一、當該設備の表示
- 二、滅失または毀損の程度、その他命令に應ずることの不可能なる狀況
- 三、命令に應じ得られぬ狀況に立到つた時期と其の事情
- 四、其の他參考となるべき事項規則

（規則第十條第一項參照）

問 事業に屬する權利に就て、譲渡ないし貸借命令の受諾不可能なる場合に於ける手續如何。

答 設備の譲渡ないし貸借命令受諾不可能なる場合の報告（前掲の場合）に準ぜられる。

第九項 命令事項に對する新規處分の禁止

企業整備令第十三條

第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依ル讓渡、貸渡又ハ出資ノ命令ヲ受ケタル者ハ讓渡、貸渡又ハ出資ニ支障ヲ及ボス虞ナキ場合ヲ除クノ外主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該設備又ハ權利ヲ讓渡シ、貸渡シ其ノ他當該設備又ハ權利ニ關シ新ナル處分ヲ爲スコトヲ得ズ

即ち本條は事業に屬する設備または權利につき、讓渡、賃貸または出資の命令を受けたる事業主ないし會社に對し、其の命令事項が完全に果し終るまで、之れに支障を來すが如き一切の新規處分を禁止した規定であつて、讓渡または賃貸ないし出資の命令を圓滑に遂行せしめんがため、特に本條の規定を掲げて其の萬全が圖られてゐる次第である。然し右に對する新規の處分と雖も、讓渡、賃貸または出資に支障を及ぼす虞れの無い場合、または豫め主務大臣の許可を受けた場合などは除外されてゐる。

質疑應答

問 事業に屬する設備の讓渡、貸渡または出資に支障を及ぼす虞れのない新規の處分とは如何なるものを指すものなりや。

答 設備の新設、擴張または改良等を指す。但し此の場合に其の設備の屬する事業が企業許可令第三條の規定による指定事業である場合は、同令第六條の規定によつて閣令の定むるところにより、行政官廳の許可または指定統制會の承認を受けねばならない。

問 事業に屬する設備の讓渡、貸渡または出資に支障を及ぼす虞れある新規の處分とは如何なるものを指すものなりや。

答 命令を受けた事項以外に設備を讓渡、賃貸、その他の新規處置をなす場合を云ふ。右は事業に屬する權利に就ても同様である。

問 命令を受けた設備または權利に對し、新規處分の必要なる場合には如何に措置すべきや。
答 左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出して、其の許可を受けねばならない。

- 一、當該設備または權利の表示
- 二、當該設備または權利に關し讓渡、貸渡、其の他新なる處分の必要ある理由
- 三、右處分の時期および内容

四、其の他参考となるべき事項
(規則第十一條参照)。

第十項 命令事項に對する新規處分の許可制

企業整備令第十四條

第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者當該設備又ハ權利ニ付讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

前掲第十三條の規定に示されたものは、事業に屬する設備または權利の讓渡、貸渡または出資の命令を受けた者に對する新規處分の禁止を規定した條項であつたが、本條の規定に據ぐるものは其の反對に、讓受、借受または出資を受けた者に對し、其の讓受、借受または出資を受けた設備または權利につき、新なる處分をなさんとする場合には之れを主務大臣の許可制に置いた規定である。即ち事業經營の能力を増強するために、折角その讓渡、貸渡または出資の命令によつて、讓受、借受または出資を受けた設備ないし權利等に對し、之れを受方側の事業主

事業設備または權利の個別的制限

または會社の任意によつて處分するが如きことがあつては、徒らに經營の能力を削減せしめる恐れがあるので、之れを防止する目的を以て之等の讓受または出資を受けた設備または權利に就て新に處分する必要がある場合には、之れを主務大臣の許可制として其の再讓渡または其の他の處分を拘束したのである。本條は前掲第十三條の規定に對照して、寧ろ當然の措置であると云はねばならない。

質疑應答

問 事業に屬する設備または權利の讓渡、貸渡または出資を受けた者が、其の受けた設備または權利を處分せんとするときは、主務大臣に對する許可の申請に如何なる手續を要するや。

答 右の許可申請には左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出して、其の許可を受けねばならない。

- 一、當該設備または權利の表示
- 二、當該設備または權利に關し再處分の必要ある理由
- 三、右再處分の時期および内容
- 四、其の他参考となるべき事項

事業設備または權利の個別的制限

(規則第十三條參照)。

問 命令に基き一たび讓渡、貸渡または出資を受けたる事業設備または權利を處分せんとするには、永久に亘つて前述の如く主務大臣の許可を受くべき必要に拘束され居るものなりや。

答 期間に一定の限度が附されてゐる。即ち右により主務大臣の許可を受くべき必要のある期間は、其の設備または權利の讓渡ないし出資を受けたる日より五年間である。但し主務大臣が其の設備または權利の讓渡ないし出資を受けた者に對し、別段の期間を指定した場合には其の指定した期間が許可を必要とする期間である。

事業設備または權利の個別的制限

第十一項 競賣その他施行中に於ける讓渡その他の

處分の除外

企業整備令第十五條

事業ニ屬スル設備又ハ權利ニ關シ強制競賣手續、國稅徵收法ニ依ル強制徵收手續、土地收用法ニ依ル使用若ハ收用ノ手續又ハ國家總動員法第十條若ハ第十三條ノ規定ニ基ク使用若ハ收用ノ手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベキモノ、進行中ナルトキハ其ノ進行中ニ限り當該設備

又ハ權利ニ關シ第五條第一項又ハ第十一條第一項ハ之ヲ適用セズ

(註一三) 國家總動員法第十條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物質ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用セシムルコトヲ得

(註一四) 國家總動員法第十三條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ従業員ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登録實用新案ヲ實施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地若ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

(註一五) 茲に云ふ「使用」とは所有者より所有權を移轉せしむることなく、其の事業に屬する設備または權利を利用することを云ひ、また「收用」とは所有者より所有權を強制的に取得し、之れを國家または

事業設備または權利の個別的制限

は國家の命ずる者に於て自ら利用することを云ふ。收用はまた沒收とは異なる。沒收は刑法第十九條の規定を參照。

(註一六) 茲に云ふ「管理」とは民間の企業による工場または事業場の施設の運用または事業の經營を指揮監督することを云ふ。

即ち第十五條の規定に掲ぐるものは、事業に屬する設備または權利にして、強制競賣手續、國稅徵收法による強制徵收手續、土地收用法による使用もしくは收用の手續、或は國家總動員法第十條もしくは第十三條の規定に基く使用もしくは收用の手續、また或は其他これらの手續に準すべき手續の進行中であるものに就ては、其の進行中である場合に限り、之等を總て本令第五條第一項の規定による讓渡もしくは貸渡の命令、または第十一條第一項の規定による出資命令の適用から除外し、他の法令に基く處分施行との磨擦を避けんがため、豫め之れが除外を規定して置いた譯である。

第十二項

工場財團の設備および權利の所有權歸屬

企業整備令第十六條

工場財團又ハ鑛業財團ニ屬スルモノハ第七條第十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依リ擔保權ノ消滅シタル場合ヲ除クノ外第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ讓渡又ハ出資アリタル後ト雖モ仍原財團ニ屬スルモノトス

即ち第十六條の規定は工場財團もしくは鑛業財團に屬する設備または權利にして知れたる擔保權の目的物につき、讓渡または貸渡の命令があつた場合に於て、擔保權の消滅したる場合以外にあつては、其の讓渡または貸渡もしくは出資ありたる後も、なほ其の所有權の原財團に歸屬すべきことを示した條項であつて、之れは財團獨特の立場を考慮し其の金融的打撃を未前に防がんがため設けられた規定である。

(註一七) 財團とは一定の事業に屬する財産の全部または一部を以て組織し、法律上一箇の物件と看做さるゝもの、鐵道財團、鑛業財團、工場財團、破産財團などは即ち之れであるが、本條の適用さるゝものは其のうちの工場財團および鑛業財團のみである

第十三項

讓受人、被出資者の危險擔保

企業整備令第十七條

主務大臣ハ第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ事業ニ屬スル設備又ハ權利ヲ讓渡又ハ出資シタル者ニシテ第十八條ノ規定ニ依リ債務ノ承繼アリタル場合ヲ除クノ外讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ガ擔保權ノ實行ニ因リ受クルコトアルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得

讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ハ前項ノ規定ニ依リ供託セラレタルモノ、上一質權ヲ有ス

即ち第十七條に掲ぐる規定は、擔保權の設定してある事業設備または權利に對して、讓渡または出資の命令があつた場合に於て擔保權の消滅をなし得なかつたときには、讓渡または出資を受けた者が擔保權の行使によつて不測の損失を蒙むることのあるべき場合が豫想されるので、斯かる場合に於て讓渡または出資したる者に對し、讓受または出資を受けたる者へ、右の如き損失の補償に充つるため相當の擔保を供託せしめ得ることを定めた條項であるが、次項に述ぶるが如く讓受人または被出資者に於て、讓渡人または出資者から債務の繼承を行つた場合は別問題としてゐる。而して右の擔保が供託された場合に於ては、讓渡または出資を受けた者に於て、供託された擔保の上に質權を有するものとされてゐることは、讓受人または被出資者の危険を擔保する當然の措置であると云はねばならない。

事業設備または權利の個別的制限

質疑應答

問 主務大臣が本條の規定に基いて讓渡人または出資者に擔保を供託せしめる場合には、如何なる方法によつて指令を發するものなりや。

答 擔保供託の命令は左に掲ぐる事項を記載したる令書を交付して指令される。

- 一、當事者の氏名および住所
 - 二、擔保供託に就て協議すべき期限
 - 三、其の他必要と認むる事項
- (規則第十四條參照)

問 供託すべき擔保物件は如何なる種類のものにても差支へなきや。

答 施行規則に於て制定されてゐる。即ち擔保として供託すべきものは國債を原則とし、若し國債以外の有價證券であれば其の設備または權利の讓渡もしくは出資を受けた者の同意したものに限るのである(規則第十五條參照)。

問 供託物件が國債以外の有價證券である場合には、其の評価は何を基準として定むべきや。即ち有價證券の數量および擔保價格の決定基準如何。

事業設備または權利の個別的制限

答 供託すべき有價證券の數量および擔保價格に就ては、當事者間双方の合意によつて定むべきものとされてゐる。若し其の協議が調はず又は協議をなすことが不可能な場合には、主務大臣が當事者に代つて裁定するものとされてゐる（規則第十六條參照）。

問 主務大臣に右の裁定を申請するには如何なる手續を執るや。

答 右による裁定の申請は左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出する。

- 一、申請人の氏名および住所
- 二、相手方の氏名および住所
- 三、申請の目的および理由

なほ此の場合に於ける主務大臣の決定は、軍機保護上特に支障ある場合の外は官報を以て公示される。また右の申請書には相手方の數に應ずる副本を添へて提出せねばならない。而して主務大臣が右の申請書を受理したときは、其の副本を相手方に交付し、一定の期間を定めて相手方に答辨書を提出せしめる機會を與ふることゝされてゐる（規則第十七條參照）。

問 供託すべき擔保に就て當事者の協議が調ひ、或は主務大臣の裁定があつたとき、讓渡人または出資者は如何なる措置を執るべきか。

答 其の設備または權利を讓渡ないし出資した者は速かに擔保を供託し、供託物受入の記載がある供託書の寫を讓受人または被出資者に交付せねばならない（規則第十八條參照）。

問 擔保を供託したるも、其の全部を必要としない事情に立到つたときの措置如何。

答 右の場合には擔保を供託したる者に於て、次ぎの場合に供託物の一部を取戻すことが出来るのである。即ち――

一、其の設備または權利の屬する工場財團もしくは鑛業財團または財團に屬しない設備または權利を擔保とする債務の額が減少したとき。

二、其の設備または權利の一部が、擔保權者の同意を得て工場財團または鑛業財團、乃至は其の他の擔保物件から分離されたとき

而して擔保物の取戻しをしたときは、其の者から速かに其の旨を、其の設備または權利の讓渡ないし出資を受けた者に通知せねばならぬものとされてゐる（規則第十九條參照）。

第十四項 讓受人、被出資者の相手方債務繼承

企業整備令第十八條

主務大臣ハ第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡又ハ出資シタル者ヲシテ當該設備又ハ權利ヲ擔保トスル債務ヲ引續キ負擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認ムルトキハ國家總動員法第十八條ノ二ノ規定ニ基キ命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ヲシテ當該債務ノ全部又ハ一部ヲ承繼セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル承繼價格其ノ他ノ承繼ニ關スル條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル。

第六條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(註一八) 國家總動員法第十八條ノ二

第十六條ノ二ノ規定ニ依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資ヲ命ジタル又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ讓渡者又ハ出資者ノ負擔スル債務ノ承繼及其ノ擔保ノ處理ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

右に掲ぐる第十八條の規定は、企業整備令中特に注目すべき條項の一つであつて、設備または權利の讓渡ないし出資の命令を受けた者に對する債務の調整を規定する條項である。即ち設備または權利の讓渡ないし出資の命令を受けた者が、其の命令を受けた事業の設備または權利

の上に擔保を設定して負債を有して居り、且つ其の負債を引續き負擔せしめて置くことが不當であると認められた場合にあつては、其の讓渡または出資を受ける者の側に於て、其の債務の全部または一部を肩替りすることが出来ることを規定した條項であつて、此の場合に當事者双方に於て肩替りするに必要な條件の取極めを、これら當事者双方の合意に委ねてゐることは注目すべき事柄である。然し之れ亦この取極められた協議の條件に就ては、其の適正を期するため之れを主務大臣の認可必要事項とし、且つ之れが協議の結果不調ないし不能の場合には、同じく主務大臣が當事者双方に代つて裁決を下すことになつてゐるのである。即ち本條の規定は前條の規定による讓受人または被出資者の蒙むることあるべき危険の擔保と對蹠して、設備または權利の上に設定しある債務調整の條項として、企業整備令の最も巧妙に立法化されてあることを表現してゐるものと云へる。

質疑應答

問 讓渡または出資を受けた事業設備または權利の上に擔保を設定して負債のありたることを、後日に於て發見したる場合の措置は如何にすべきか。

答 此の場合を知れたる擔保權を設定しある負債に對し、讓渡または出資の命令を受けた者が

故意または重大なる過失によつて譲渡または出資を受くる者に通告せざりし場合と、譲渡または出資の命令を受けた者が其の命令を受けた設備ないし権利を前持主から買受けたときそれに擔保権の設定しあるを知らざりし場合との二種に區別し得るが、前者の場合にあつては別に刑法上の問題として取扱ひ、後者の場合にあつては商法上の問題として取扱ふものとする。もし此の場合、後日その事實を發見せば協議を訂正し、依つてまた損害を蒙つた場合には損害賠償を提起する。

問 設備または権利の譲渡ないし出資を受けた者が、譲渡人または出資人の債務を肩替りすることは危険なる場合も尠らずと思料せらるゝが、斯かる場合の安全對策として如何なる措置を執るべきか。

答 債務繼承の場合には譲渡人または出資人から擔保の提供を受けてゐないため、譲渡または出資を受けた者の側から見ると一見非常に危険なるが如くに見ゆるも、譲渡人または出資人に對して支拂ふ設備または権利の對價と相殺せば危険は聊かも無い筈である。

問 第十八條第一項の規定による主務大臣からの債務肩替りの命令は、如何なる方法によつて指令さるゝや。

答 左に掲ぐる事項を記載したる令書の交付を以て指令される。

- 一、當事者の住所および氏名
- 二、繼承せしむべき債務の表示
- 三、繼承の條件に關する協議に就て認可を申請すべき期限
- 四、其の他必要と認むる事項

右の命令により社債を繼承さすべき場合は、繼承人が株式會社または株式合資會社であるときに限られてゐる。

また社債に就て債務繼承の命令があつたときは主務大臣に於て其の旨を公告し、且つ擔保附社債信託法による社債にあつては受託會社に通知し、また其の他の債務に就て肩替りの命令があつたときは、主務大臣が其の旨を債權者に通知することとなつてゐる（規則第二十條參照）。

問 債務肩替りの命令を受けた場合に於ける債權者の發言權に就て問ふ。

答 債權者は其の命令を受けた者に對して意見を述ぶることが出来る。但し此の場合、擔保附社債信託法による社債であるときは、債權者は當然受託會社と云ふことになる（規則第二十

一條参照)。

問 債務繼承の條件に就て主務大臣の認可を申請するには、如何なる手續に據るべきや。

答 右に就ての認可の申請は、債務の繼承價格、其の他の繼承に關する條件を記載し、且つ當事者連署の申請書を主務大臣に提出する(規則第二十二條参照)。

問 債務の繼承につき當事者間に協議が調はず、または協議することが不可能なる場合には如何にすべきか。

答 之れまた主務大臣に對して裁決の申請をする(規則第二十三條参照)。

問 債務繼承の命令に對し當事者間の協議が調はず、または協議することが不可能である場合に於て、主務大臣の裁定により處理するときは、之れに對して債權者の發言權は如何にさるものなりや。

答 債權者に對しては其の裁定による處理につき意見を述べさせることが認められてゐる。而して其のため一定の期間を指定して、意見書を提出させる機會が與えられることになつてゐる(規則第二十四條参照)。

問 債務繼承の命令によつて債務の繼承が行はれた場合には、其の債務繼承者は如何なる手續

を執らねばならないか。

答 債務繼承の命令によつて債務の繼承される場合を、社債の場合と其の他の債務の場合とに區別し、社債の繼承された場合には繼承人に於て速かに之れを公告し、且つ知れたる社債債權者(擔保附社債信託法による社債にあつては受託會社)と、更に社債の總額を引受けた者とに對して各別に之れを通知し、其の他の債務を繼承した場合には繼承人から遲滯なく債權者に其の旨を通知せねばならない(規則第二十五條参照)。

問 また債務の繼承があつた場合に、債務の被繼承人は如何なる手續を執らねばならないか。

答 債務の被繼承人は其の債務に關する信託證書、其の他の契約書および社債原簿の原本または謄本、其の他必要なる書類を其の債務繼承人に對して引渡しを行はねばならないものとされてゐる(規則第二十六條参照)。

以上十四項目に分つて述べたところは、本令による事業設備または權利の個別的制限に關する諸條項の解説である。而して以下引續き述べるところも等しく個別的制限に屬するものであるが、各條項の適用範圍に於て自ら異なるものがあるから、別に節を新たに於て解説を續けることとする。

第四節 事業主、會社等に對する事業整備の命令

企業整備令第十九條

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ事業ノ委託、受託、讓渡若ハ讓受又ハ事業主タル會社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得

第五條第二項、第六條乃至第十條及第十二條乃至前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡又ハ讓受ノ命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第五條第二項及第六條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ事業ノ委託若ハ受託又ハ會社ノ合併ノ命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

右の第十九條に掲げられた規定は、事業主または事業主たる會社に對する事業整備を規定した條項であつて、後述する本令第二十二條の規定とも、本企業整備令中直接整備そのものに關する條項の双壁をなすものである。此の意味に於て本條は特に重要な條項と云はねばならない。即ち「本條は事業の整備」のうち特に「事業の移動に關する強制整備」をなし得る規定であつて、本企業整備令中その最も劃期的な條項の一つとして、特に第二十二條の規定と對

蹠的な非常命令をなすものであることに注意を必要とする。而して本條の規定するところは、特定の事業主に對し其の事業の全部または一部を強制的に委託、受託、讓渡または讓受けしめ、或は特定の事業主たる會社に對し強制的に合併をなさしめ得るものとしてゐるのであるが、此の場合にも本企業整備令は其の條件として左記の事項を命じてゐる。

一、事業の委託、受託、讓渡もしくは讓受を命ぜられた事業主または合併を命ぜられた事業主たる會社は、他の法令に拘らず本令による命令に基く處分をなすことが出来る（本令第五條第二項参照）。

二、命令に基く處分の條件は當事者に於て協議のうへ其の合意に委ねられてゐるが、協議の結果に就ては必ず主務大臣の認可を受けねばならない。また當事者間に於て協議が調はず又は協議をなすことが不可能である場合には、主務大臣が當事者に代つて其の命令に基く處分の條件を裁定する（本令第六條参照）。

三、命令に基く處分に際し其の事業に屬する設備または權利に擔保權が設定してあるときは、當事者と擔保權者との間に於て擔保消滅の協議をなすべきこととしてゐる。而して此の場合にもまた協議が不調ないし不能なるときは、主務大臣に於て當事者または擔保權者の申請に

よつて、擔保權の處理に關し裁定を行ふものとされてゐる（本令第七條參照）。

四、右の場合また賃借權その他の權利が設定してあるときは、之れを前記「三」と同一の取扱ひによつて處理せねばならない（本令第八條參照）。

五、事業整備の命令を受け且つ其の上に設定されてゐる擔保權の消滅が行はるゝとき、事業の讓渡價格を支拂ふべき者は其の價格に相當する對價の供託をなさねばならない。但し當事者および擔保權者の間に於ける協議または主務大臣の裁定に於て、別段の定めをなしたるときは其の必要なきものとされてゐる。然し右の讓渡價格に相當する對價の供託が行はれた場合には、其の供託金に對し擔保權者に於て、擔保施行の權利を行使することが出来るものとされてゐる（本令第九條參照）。

六、事業整備の處分命令を受けた場合に於て、主務大臣が特に緊急措置の必要があるものと認められたものに就ては、當事者間に於ける協議の決定前と雖も其の事業の處分を行はせることが出来る。而して此の場合には事業を引受ける者の側に於て、相當の擔保を供託させることもなし得るのである。然し供託したものと處理に就ては後日その紛議の生ずべきことを避くるため、豫め協議または決定の際に當事者間に於て必要な事項を定めて置かねばならない

（本令第十條參照）。

七、事業整備の處分命令を受けた場合に於て、己むを得ざる理由により事業整備の處分が不能に陥つた場合には、遲滞なく其の旨を主務大臣まで報告せねばならない（本令第十二條參照）。

八、事業整備の處分命令を受けた者が債務を負擔して居り、然も其の者に此の擔保附債務を引續き負擔させて置くことが不適當であると認められた場合には、命令に基く事業の引受人に於て其の債務の全部または一部を肩替りさせ得るものとしてゐる。此の債務繼承に就ても當事者間の協議に委ねられてゐるが、其の協議の結果に就ては主務大臣の認可を得たものでなくてはならない。また協議の不調ないし不能の場合には主務大臣が當事者に代つて裁定することとなつてゐる（本令第十八條參照）。

（註一九） 此處に云ふ「事業整備の處分」とは事業の委託、受託、讓渡もしくは讓受または會社の合併等を指し、「處分命令を受けた者」とは事業の委託、讓渡または被合併の命令を受けた者、また「引受人」とは事業の受託、讓受または會社の合併を命ぜられた者を略稱したものである。而して本條の「事業整備の處分」は、後述する第二十二條の「事業そのものに對する整備」とは内容を異にするものであるから注意を必要とする。

質疑應答

問 事業の受託、譲受または會社の合併等を命ぜられた場合は、企業許可令關係條項の規定による許可の申請を必要とするや。

答 企業整備令に基く命令による場合と雖も、企業許可令に基く許可を申請せねばならない。但し主務大臣が企業整備のため特に必要ありと認めて命じたることなるがため、許可令に基く許可は優先的に認めらるゝこととなつてゐる。

問 事業の全部または一部の委託、譲渡または會社の合併とは、事業施設の如何なる範圍までを包含して指すものなりや。

答 物的施設を主たる範圍とするも、場合により人的施設も包含さるゝことが考えられる。

問 事業委託の終了、譲戻または會社の分割の場合には、前述と同様に企業許可令の適用を受くるものなりや。

答 然り。而して前段の解答を参照のこと。

問 事業の受託者、譲受人または會社の合併先は如何なる素質の業者が選ばれるか。

答 主として高能率の業者、優秀な技術の業者、重點的な業者、緊急重要方面の業者等の素質

のものが選ばれる。

問 事業の委託、受託、譲渡または譲受の命令は、如何なる方法によつて命令が發せられるか。

答 主務大臣より左に掲ぐる事項を記載したる令書が交付されて發令される。

一、當事者の氏名および住所

二、委託または譲渡の目的たる事業の範圍

三、委託または譲渡の條件に關する協議につき認可を申請すべき期限

四、其の他必要と認むる事項

(規則第二十七條参照)。

問 會社の合併の命令は如何なる方法を以て發令さるゝや。

答 左に掲ぐる事項を記載したる令書を以て主務大臣より發令される。

一、當事者の氏名および住所

二、合併の方法

三、合併の條件に關する協議につき認可を申請すべき期限

四、其の他必要と認むる事項

(規則第二十八條参照)。

問 本條の規定に基く命令により事業の受託もしくは譲受または會社の合併が行はれたるときは如何なる手續を執るべきや。

答 受託人、譲受人または合併したる會社に於て、遲滞なく其の旨を主務大臣に届出なければならぬ(規則第三十條参照)。

第五節 事業設備または権利、事業等の處理に關する措置

第一項 株主總會等の決議を得られざる場合の措置

企業整備令第二十條

第六條(第十一條第二項、第十八條第三項及前條第二項第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ協議ハ決定、第七條(第八條、第十一條第二項及第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ協議若ハ裁定又ハ第十八條ノ協議ニ基キ會社ガ事業ノ譲渡、合併其ノ他當該協議、決定又

事業設備または権利、事業等の處理に關する措置

ハ裁定ニ於テ定メラレタル事項ノ實行ヲ爲サントスルニ付株主總會又ハ之ニ準ズベキモノ、決議、同意等ヲ必要トスル場合ニ於テ其ノ決議、同意等ヲ得ルコト能ハザルトキハ會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ當該事項ノ實行ヲ爲スコトヲ得

即ち本條は會社が主務大臣の命令に基き整備の處分事項を實施するに當り、其の事業に屬する設備または権利の譲渡ないし貸借に關する條件、擔保權の處理、債務の繼承、事業の委託または受託、譲渡または譲受ないし會社の合併等につき、株主總會または之れに準すべきもの、決議ないし同意の得られなかつた場合には、會社自ら主務大臣の認可を受けて其の命令事項の實行をなし得るものとした條項であつて、本企業整備令に基く命令に對しては其の圓滿なる遂行を期するため、株主總會、役員會議その他の決議ないし同意に大なる牽制力を加へたものと云ふべきである。従つて今後は本令に基く命令の遂行に當り株主總會の否決、役員會議の不同意等があつた場合にも、主務大臣の認可により此の否決または不同意を無視して命令事項の實行に着手し得られるのである。斯くの如く命令事項の優先的地位にあることは、會社の經營を内部的に二つの面へと分離せしめる傾向を生ずるが、國民經濟の最高能力を重點的に集中發揮せしめるためには、此の矛盾も時に己むを得ざるものがある次第である。

事業設備または権利、事業等の處理に關する措置

質疑應答

問 株主總會の決議または役員會議の同意等を得られざる場合に於て、之等の意志に反し命令事項を實行するは、時に會社の事業をして危殆に導くが如きことの惧れなきや。

答 株主總會の決議または役員會議の決定は、概ね其の會社の利益を中心として行はれるものなるを以て、特に時局下の國家的意志に悖る場合なしとしない。従つて斯かる會社の意志と國家の意志とに齟齬を生じたるが如き場合は、國家的意志の尊重を第一義的なるものとして處理せねばならない。依つて經營上もし危殆を生ずるが如き事態を發生するならば、其の事によつて既に其の會社の國家的存在性なきものと認む。

問 本條に基く主務大臣の認可は如何なる手續を以て申請すべきものなりや。

答 左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出するものとされてゐる。

一、協議、決定または裁定の内容

二、株主總會または之れに準すべきもの、決議、同意等を得ること能はざる事情

而して右の申請書には株主總會の議事録または之れに準すべきものを添付せねばならない。

(規則第三十一條参照)。

事業設備または権利・事業等の處理に關する措置

問 主務大臣が右の申請に對して認可を與えたときは、如何なる措置が執られるか。
答 主務大臣から認可の旨が官報を以て告示される(規則第三十二條参照)。

第二項 債務の繼承、擔保の處理に關する命令

企業整備令第二十一條

本令ニ規定スルモノ、外第六條(第十一條第二項、第十八條第三項及第十九條第二項第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ決定及(第七條、第八條、第十一條第二項及第十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ裁定並ニ第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ命ジタル場合及第十九條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於ケル讓渡又ハ出資シタル者ノ負擔スル債務ノ承繼及擔保ノ處理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

右の第二十一條に掲ぐる規定は讓渡ないし貸借條件の協議または決定、擔保權の消滅に關する協議または裁定、又は事業に屬する設備または權利の讓渡ないし出資の命ぜられた場合、或は事業そのものゝ委託、讓渡もしくは讓受または會社の合併が命ぜられた場合等に於て、其の

事業設備または権利・事業等の處理に關する措置

命令に基いて執るべき債務の繼承または擔保の處理に關する必要なる事項は、別に命令を以て之等のことを規定することを明かにした條項である。従つて本條は關係諸條項に對する豫備規定とも見らるべきものである。

第六節 事業の廢止または休止

第一項 事業廢止または休止の命令

本條の規定は本企業整備令中最も重大にして且つ注目焦點とされてゐる條項である。まづ本條の規定を示せば次ぎの如くである。

企業整備令第二十二條

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ事業ノ全部又ハ一部ノ廢止又ハ休止ヲ命ズルコトヲ得

第五條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

即ち本條の規定するところは、特定の事業主に對する事業の個別的廢止命令ないし休止命令

事業の廢止または休止

であつて、凡そ其の營む業種または業態の如何に拘らず、また或は其の業者數の過剩なると否とを問はず、要は企業整備のため淘汰すべきを必要と認められた特定の業者に對して、全面的に本條の規定が發動斷行される譯であつて、其の法的效力もまた強力にして廣汎なる適用範圍のものとなはなくてはならない。即ち本條は主務大臣に於て企業整備のため必要ありと認められた場合には、主務大臣から其の特定の業者に對して然も個別的に、其の營む事業の全部または一部を強制的に廢止または休止することを命じ得ることを規定したものである。加之、本條の規定によつて事業の廢止または休止の命令を受けた者は、他の法令によつて許可または認可されてゐる場合であつても、其の事業を廢止または休止せねばならないほどの強制力が要求されてゐる。本條第二項に掲げられた「第五條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス」とは即ち此のことである。然し本條の規定は今直ちに發動して其の斷行を見ると云ふ決定的なものではなく、斯かる特定の業者に對しては主務大臣が廢業または休業の強制命令を發動し得ると云つた所謂「權限附與」の規定であつて、現在各方面に着々と進捗しつゝある企業の整備統合は從來の自治的運行を妨げるものでは決してないが、若し其の自治的整備の捗々しく進捗しないものに就ては、傳家の寶刀として主務大臣から最後の斷行命令が發動さるゝことゝなるもの

事業の廢止または休止

である。斯くしてこそ自治的整備も政府の意圖するが如くに進捗し、茲に初めて經濟總力を發揮すべく事業の總てを集約的に高度化せしめ得ると云ふものである。此の意味に於て本條は企業整備令中第十九條と双璧をなす非常命令であると同時に、本令中まさに百貫の重みを持つたものであると云ふべきであらう。現在すでに發表され且つ實施に向つて進行中である「小賣業整備要綱」に就ても、此の意味に於て充分の考慮を拂ふ必要があるものと思はれる。

(註二〇) 小賣業整備要綱に就ては本書後篇を御参照乞ふ。

質疑應答

問 本條に云ふ事業主とは不要不急の事業に屬する事業主を指すものなりや。

答 不要なる事業に屬する事業主は勿論なるも、不急なる事業に屬するもの必ずしも然らず。不急の事業に屬するものでも必要なる事業主は存続性があり、緊急重要な事業に屬するものでも低能率のもの、物的ならびに人的に内容の極めて薄弱なるため戦時下の經營に適せざるもの、或は經濟統制法規の惡質なる違反者等は多分に排除せらるゝものと思料される。

問 事業の廢止または休止を命ぜられた者の復活性如何。

答 事業の廢止を命ぜられた者の復活性は、國際情勢ならびに經濟情勢の餘ほど良好に變化せ

事業の廢止または休止

ざる限り、極めて困難であらうと見られてゐる。また事業の休止を命ぜられた者に就ては、休止期限の終了によつて一應その復活性の望みを期待し得るが、之れまた其の時の周圍に於ける情勢が餘ほど良好に變化なき限り、更に休止期間の延長されることのあるべきを覺悟せねばならぬ。

問 事業の廢止または休止命令は如何なる形式にて發令さるゝものなりや。

答 主務大臣から左に掲ぐる事項を記載したる令書が交付されて命令される。

- 一、廢止または休止をなすべき者の氏名および住所
- 二、廢止または休止の目的たる事業の範圍
- 三、廢止の時期または休止の期間
- 四、其の他必要と認むる事項

(規則第三十三條参照)。

問 本條の命令に基き事業の廢止または休止をなしたる者の手續如何。

答 遲滞なく事業の廢止または休止の旨を主務大臣に届出なければならぬ(規則第三十四條参照)。なほ此の場合に其の事業が企業許可令の指定事業であるときは、同令第八條の規定

事業の廢止または休止

に基く同令施行規則第十二條の規定により、事業廢止の者に限り其の旨を行政官廳に届出ねばならぬ。

問 事業の廢止または休止命令によつて廢休業した者は如何にすべきか。

答 行政官廳の指導を俟つて措置する。

第二項 損失補償

企業整備令第二十三條

國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ因ル通常生ズベキ損失トス

前項ノ規定ニ依ル損失補償請求ノ時期ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(註二一) 國家總動員法第二十七條

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條、第十四條若ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通、有價證券ノ應募、引受若ハ買入、債務ノ引受若ハ債務ノ保務ノ命令、第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良

ノ命令又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止若ハ法人ノ目的變更若ハ解散

ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス但シ第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

總動員業務ヲ行フ者ハ第十條、第十三條第三項又ハ第十四條ノ規定ニ依リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

即ち第二十三條の規定は損失補償の範圍を定めた條項であつて、其の範圍は註二一に於て掲げられた如く、國家總動員法第二十七條の規定に於て制定された制度のものである。而して前條企業整備令第二十二條の規定によつて、企業整備のため事業の廢止または休止を命ぜられた特定の事業主に對しては、其の命令により通常生ずべき損失のみが補償されるのであつて、其の補償される金額に就ては國家總動員法第二十九條の規定(註二二參照)によつて査定されることになつてゐる。

(註二二) 國家總動員法第二十九條

前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル買受ノ價格ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

總動員補償委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

右の如く第二十三條の規定によつて、事業の廢止または休止命令に基く損失に對しては政府

事業の廢止または休止

事業の廢止または休止

が之れを補償することになつてゐるが、如何なる補償をなすかに就ては本條にも明かにされてゐない。依つて這般大阪商工會議所が商工省に就て之れが説明を求めてゐたところ、次ぎのやうな回答があつたので参考までに附記して置く。

「企業整備令第二十三條の規定に基く損失補償に就ての商工省の回答」

企業整備令第二十三條に補償すべき損失は命令による通常生すべき損失とすとの規定があり、命令を受けたる場合には業者の協議により其の條件が決定するか、或は業者間で纏らぬ場合は主務大臣の裁量によつて決定するわけで、補償すべき損失も次の條件の中に織込まれて解決さるべきものである。本令に於て通常生すべき損失とは次ぎの如きものである。

- 一、總動員法による損失補償の適用は現在までに一例もなく、従つて其の損失の對象となすべき場合の細目基準に就ては、目下主務當局に於て慎重協議中である。
- 二、限度に就ては各事業別に直接的損失に止り、廢止または休止によつて起るべき間接的損失には及ばない建前とする。
- 三、従つて休止に伴ふ設備保管上の諸經費負擔は補償されず、また資材に就て之れが従前の如く運營される場合、期待される収益に就ての補償範圍をどうするかに就ては未確定である。

ある。

四、事業の一部休止により従業員の整理を行ひ、之れによる退職金その他人件費の負擔額は間接的損失と看做す。

即ち右の如く損失補償の範圍に對する商工省の回答は、事業の廢止または休止命令に基く直接的損失の補償に止り、間接的損失に對しては政府の補償が及ばないことを明白にしたものである。

質疑應答

問 損失補償金は何處へ請求するか。

答 主務大臣に請求する。

問 主務大臣に對して如何なる手續により請求するか。

答 損失補償の請求は左に掲ぐる事項を記載したる損失補償請求書を主務大臣に提出せねばならない。

一、廢止または休止の目的たる事業の範圍

二、廢止の場合にあつては其の時期、休止の場合にあつては其の期間

三、補償請求の事由

四、補償請求額および其の算出の基礎

五、其の他参考となるべき事項

(規則第三十六條参照)

問 損失補償の請求は何時提起するか。

答 事業の廢止の場合にあつては廢止の後一ケ年以内に、事業の休止の場合にあつては休止期間満了の後六ヶ月以内に、右の損失補償請求書を主務大臣まで提起する。但し特別の事情があつて主務大臣の許可を受けた場合には、右の時期と異つた時期に請求することが出来る(規則第三十五條参照)。

事業の廢止または休止

問 損失補償金は何處から支拂はるか。

答 産業設備營團ないし國民更生金庫から支拂はれる。

問 事業廢止の場合に於ける税法の措置に就て問ふ。

答 本篇第四章第一節「企業整備と税法の問題」を参照。税法の特例に就ては事業廢止の場合のみならず、事業に屬する設備または権利を投資したる場合にも、其の投資に對し與えられ

たる株式の價格に關し、投資したる營業年度に於ける法人税法に基く所得、營業税法による純益および臨時利得税法による利益の計算に就ても及ばれる。

問 命令により事業を廢止したる場合の資産の整理は如何にするか。

答 本篇第四章第二節「企業整備と資産の整理」を参照。

第七節 雜 則

企業整備令第二十四條以下の規定は所謂「雜則」の部類に屬すべきものであつて、之等に就ては別段の解説を加ふる必要も無いであらうから、單に各條項に註釋を掲げて参考に供する程度に止めて置こう。

イ、事業の臨檢検査

企業整備令第二十四條

主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ事業主、第五條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル法人其ノ他ノ關係者ヨリ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムル

雜

則

コトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

(註二三)

國家總動員法第三十一條の規定に就ては、本篇第二章第三節第八項「讓受、貸渡または出資の不能なる場合に於ける措置」の註を参照。

雜

第二十四條の規定は臨檢検査に關する條項であるが、本條第一項に定められた主務大臣の職權は、地方長官（東京府にあつては警視總監を含む）、または主務大臣の指定する所轄官衙の長が行ふことが出来るものとされてゐる（規則第三十八條參照）。なほ右の臨檢検査の際に検査官吏をして携行せしめる身分證票に就ては、規則第三十七條の規定に於て別記様式に據るものと定められてゐるが、茲には其の別記様式に就て掲げることを省略して置く。

ロ、主務大臣ノ職權委任

企業整備令第二十五條

主務大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）又ハ當該大臣ノ所轄スル官衙ノ長ニ委任スルコトヲ得

前項ノ規定中地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）ニ關スル規定ハ樺太及南洋群

島ニハ之ヲ適用セズ

ハ、主務大臣ノ所管事務

企業整備令第二十六條

第五條、第六條（第十一條第二項及第十八條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第七條（第八條及第十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十條乃至第十四條、第十七條、第十八條、第二十條（事業ノ委託、受託、讓渡、讓受及會社ノ合併ニ關スル場合ヲ除ク）及第二十四條中主務大臣トアルハ軍事上特ニ必要アル設備又ハ權利ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣、他ノ大臣、所管大臣又ハ當該大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太長官又ハ南洋廳長官トス

則

前條中地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長トス

雜

本令を適用する場合の主務大臣は、本令に基く命令の發動に就て必要を認めたる大臣でな

くてはならない。之れを需要大臣と云ふのであるが、事業の廢止命令の如く受命者が一人であるときや、讓渡命令の場合でも兩當事者の營む事業の所管が同一であるとき等に於ては、主務大臣は其の事業の所管大臣と云ふことによる。然し兩當事者の營む事業の所管大臣が異るときは、大臣が二以上になる譯で、斯かる場合は需要大臣が關係大臣に協議のうへ、兩當事者に對して需要大臣名を以て命令を發するのである。而してまた斯かる場合に於て需要大臣が二以上あるときは、需要大臣の連名を以て發令されるものとされてゐる。

次に陸軍大臣または海軍大臣が本令に基いて主務大臣となることは、軍事上特に必要ある設備または權利につき讓渡、貸借または出資を命ずる場合に限られ、一般に事業自體に就ては命令を發し得ない建前となつてゐる。

ニ、主務大臣の事務連絡

企業整備令第二十七條

主務大臣本令ニ依り命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該設備若ハ權利ノ屬スル事業又ハ當該事業ガ他ノ大臣ノ所管ニ屬スルモノナルトキハ當該所管大臣ニ協議スベシ但シ陸軍大臣又ハ海軍大臣軍機保護上特ニ必要アル設備又ハ權利ニ付命令ヲ爲サントスル場合ハ此ノ限ニ在

ラス

主務大臣本令ニ依り命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令ガ軍機上ニ影響ヲ及ボスベキモノナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ

主務大臣本令ニ依り命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令ガ他ノ法令ニ基キ他ノ大臣ノ許可、認可、承認、免許等ヲ要スルモノナルトキハ當該大臣ニ協議スベシ

(註二四) 前掲「ハ」の説明を参照せられたい。

なほ本令施行規則の規定により主務大臣(陸軍大臣または海軍大臣を除く)に提出すべき書面は、地方長官(東京府にあつては警視總監を含む)を経由することになつてゐる。然し主務大臣が別段の定めをした場合には、直接その主務大臣に提出することもある(規則第三十九條参照)。また施行規則に於て官報とあるは、陸軍大臣または海軍大臣が外地に於て公示する場合に限り、朝鮮に於ては朝鮮總督府官報、臺灣に於ては臺灣總督府官報、樺太に於ては樺太廳公報、南洋群島に於て南洋廳公報を云ふのである(規則第四十條参照)。

ホ、附 則

企業整備令附則

本令ハ昭和十七年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋鮮島ニ在リテハ
昭和十七年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス
因みに企業整備令施行規則の施行も本令施行の日から開始されてゐる。

則 雜

第三章 企業整備令の命令違反による罰則

屢々述ぶるが如く、企業整備令は國家總動員法第十六條の二および三の規定によつて發動されたもので、當然同法を基本法令とするものであるから、企業整備令の命令違反による罰則も亦即ち國家總動員法の關係罰則によるものである。而して企業整備令に關する罰則は、之れを分ちて本令そのものゝ命令違反による罰則と、本令に基く臨檢検査の命令違反による罰則の二種とすることが出来るが、其の内容は即ち次ぎに掲ぐるが如きものである。

一、基本命令に關する罰則

企業整備令そのものゝ命令違反に對する罰則は、即ち國家總動員法第三十四條の規定に基づく罰則が適用されるのであるが、茲には同罰則中本令に關係あるものゝみを抄録する。

國家總動員法第三十四條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ス三千圓以下ノ罰金ニ處ス

三、第十六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四、第十六條ノ三ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

企業整備令の命令違反による罰則

二、附帯命令に關する罰則

企業整備令第十二條（讓渡、貸渡または出資の不能なる場合に於ける措置に關する條項）、第二十四條（臨檢検査に關する條項）の規定に基く國家總動員法第三十一條の命令違反に對する罰則は、報告に關するものが同法第三十八條第四號、臨檢検査に關するものが同法第四十二條の規定によつてそれ／＼適用を見るのである。

國家總動員法第三十八條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

四、第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

國家總動員法第四十二條

第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

右二種に屬する罰則のほか、場合により左の如き附隨的な罰則が附け加へられることがあるから注意を必要とする。

國家總動員法第三十五條

前三條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ依リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

なほ事業主または事業主たる法人に對する本令の命令を、其の代理人、使用人その他の従業者が違反したる場合には、之れまた國家總動員法第四十八條ならびに第四十九條の規定によつて、それぞれ左の如く處罰さるゝことゝなつてゐる。

國家總動員法第四十八條

法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

國家總動員法第四十九條

前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ
本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス

以上を以て企業整備令の逐條的解説ならびに罰則の説明を終つたから、更に進んで今後の動向たる本令を繞ぐる諸問題に移つて行こう。

第四章 企業整備を繞ぐる諸問題

第一節 企業整備と税法の問題

本「企業整備令」は企業整備と税法の問題、即ち企業整備の命令を受けたる者に對する税法上の特例に就ては、其の規定に於て何等これに觸るゝところはないが、昭和十六年十二月二十三日總動員審議會を通過したる同令の基礎案、即ち諮問第七十九號「企業ノ整備ニ限スル勅令案要綱」に於ては其の要綱案第十八の項目に左の如く整備に對し税法上の特例を設くべき旨を明示し、企業整備と税法上の問題につき政府の意圖あるところを充分に物語つてゐる。即ち同勅令案要綱第十八に於ては――

第九ノ命令ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ヲ出資シタルトキハ其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ノ價格ニ關シ出資ヲ爲シタル營業年度ニ於ケル法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及ビ臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算ニ付命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得ルコトとしてゐるが、右要綱第十八の意志は命令による出資の場合、出資によつて得たる株式の利益

につき税法上の特例を拓くべきことを表示した要綱であつて、之れにより企業の整備を円滑ならしめんとする趣旨から出たものである。而して本要綱案第十八は事業の命令に基く受託、譲受または会社の合併等に伴ふ登録税の減免等にも適用せんとすることを意味してゐる。

(註二四)「企業整備ニ關スル勅令案要綱第九」は、事業に屬する設備または權利に對する出資の命令を規定せんとした要綱である。

然し右の要綱案第十八に示された税法上の特例に就ては、本「企業整備令」に於て何等これを規定するところなく、本問題を企業整備の埒外に放置してゐるかの如き觀を呈するが、斯る場合に於ける營業税、臨時利得税または登録税などに對する減免等に就ては、曩きの第七十九議會に於て臨時租税措置法が改正せられ、之れによつて適切に措置を行ふことが出来るので、本「企業整備令」の規定には直接これを掲げてゐないわけである。而して之れに就ては別に昭和十七年五月九日大藏省告示第二百三十三號を以て、臨時租税措置法第一條の四十一の規定による事業を指定し、之等の事業に對しては企業整備の命令を受けたる場合に於ける税法上の取扱ひに、臨時租税措置法改正の規定を適用せんとしてゐる。依つて今その要旨に就て概述を掲げることゝしやう。

まづ冒頭に一言お断りして置かねばならぬことは、如何なる事業に對して右の特例が適用されるかと云ふ事柄であるが、之れには自ら左の二つの條件が明示せられ、此の條件に適合する場合に限り其の適用を見ることゝなつてゐるのである。即ち――

- 一、昭和十七年大藏省告示第二百三十三號に指定された事業を營む者(註二六參照)
- 二、右の指定事業を營む法人にして、事業整備のため法令または法令に基く命令もしくは行政官廳の指導幹旋により、合併または解散、若しくは其の事業に屬する設備または權利を事業整備のため設立された法人に出資または譲渡したる場合

に限られてゐる。今この場合に於ける租税の取扱ひに就き其の要點を掲げて行くことゝする。

第一、法令、法令に基く命令、又は行政官廳の指導もしくは幹旋により、事業統制上合併または解散をなしたる会社の清算所得に對する法人税

一、拂込資本金壹百萬圓以下の法人の場合

法令、法令に基く命令、又は行政官廳の指導もしくは幹旋により、昭和十六年十一月一日以後昭和十八年三月三十一日までに、事業整備のため合併または解散したる拂込資本金

額壹百萬圓以下の法人にして、命令を以て定むる事業を營む者の清算所得に就ては、命令

の定むるところによつて、改正前の法人税法第十六條に規定する税率百分の十八、又は改正後の關係條項に規定する税率百分の二十五に對し之れを百分の十五としたる場合の差減額に相當する法人税を、其の法人の申請によつて輕減することが出来る。而して右の改正税率は昭和十七年一月一日以降に實施されてゐるものであるから、昭和十六年十二月三十一日までに合併または解散したものは百分の三しか輕減されないが、昭和十七年一月一日以後に合併または解散したものに就ては、百分の十が輕減されることとなる譯である。之れは改正によつて税率が引上げられてゐるのであるから、此の双方に右の差等を加へたことは、輕減の公平を期する上に於て當然の措置であると云はねばならない。

二、拂込資本金壹百萬圓以上の法人の場合

法令、法令に基く命令、又は行政官廳の指導もしくは斡旋により、昭和十七年一月一日以降昭和十八年三月三十一日までに、事業整備のため合併または解散したる拂込資本金額壹百萬圓を趨ゆる法人にして、命令を以て定むる事業を營む者の清算所得に就ては、命令の定むるところによつて法人税法第十六條に規定する税率百分の二十五を、其の法人の申請によつて百分の二十としたる場合の差減額に相當する法人税を輕減することが出来る。

以上双方とも其の申請に就ては、臨時租税措置法第一條の十七の規定によつて、清算所得に對する法人税の輕減を受けんとする法人に於て、法人税法第十八條の規定による清算所得の申告と同時に、主務官廳の證明書を添付して其の旨を所轄稅務署に申請せねばならない。

(註二五)

昭和十六年十一月一日以後昭和十七年三月三十一日以前に解散または合併したる法人の清算所得に就て、臨時租税措置法第一條の十七の規定による適用を受けんとするものは、同法施行規則第一條の四十一第二項の規定により、大藏大臣告示の日から十四日以内に主務官廳の證明書を添付し、其の旨を所轄稅務署に申請する必要がある。

第二、命令を以て定むる事業を營む法人が、法令、法令に基く命令、又は行政官廳の指導もしくは斡旋により、其の事業に屬する設備または権利その他を出資または讓渡したる場合の、出資または讓渡をなしたる事業年度に於ける法人税法による所得、營業税法による純益および臨時利得税法による利益の計算に就て命令に基く特例による法人税

命令を以て定められたる事業を營む法人が、法令に基く命令、又は行政官廳の指導もしくは斡旋により、昭和十六年十一月一日以後昭和十八年三月三十一日までに、其の事業に屬する設備または権利その他を事業整備のため設立せらるゝ法人に出資または讓渡したときは、其の出資または讓渡に對して與へられた有價證券の價格に關し、出資または讓渡をなしたる事

業年度に於ける法人税法による所得、營業税法による純益および臨時利得税法による利益の計算に就ては、命令を以て特例を設けることが出来ることゝされてゐる。

なほ臨時租税措置法第一條の十八の規定によつて指定された甲法人が、事業整備のため設立された乙法人に對し其の事業に屬する設備または権利その他を出資し、其の出資によつて取得したる乙法人の株式（乙法人に對する出資を含む）を財産目録に記載する場合に於て、其の出資したる設備または権利その他（之れを出資資産と云ふ）の出資直前に於ける價額に相當する價額を附し、又は其の價額を超へ其の株式の交付價格に満たざる價額を附したときは、其の株式の交付價額と其の記載價額との差額は、出資した事業年度に於ける法人税法による所得、營業税法による純益および臨時利得税法による利益の計算上には、之れを益金として算入しない建前とされてゐる。之れは一體どう云ふことを意味するかと云ふに、今それを具體的な實例を以て示せば、昭和十六年十一月一日以降昭和十八年三月三十一までに、企業整備のため其の事業に屬する設備または権利その他を、事業整備の必要上設立された法人に出資または譲渡した場合、其の代償として取得した有價證券の價額に就て、之れを出資または譲渡した直前の設備または権利の記載價額を超へて、其の有價證券の交付價額未滿の價

額で記載した場合には、交付價額と記載價格との間にはそれだけの利益が生じ、普通ならば出資または譲渡した事業年度の益金に繰入れられそれだけ課税される譯であるが、何分にも時局の要請によつて企業整備に従つたものであり、また從來の資産に幾分の含みが現はれて形式的に生ずる利益で、もあるもので、之等形式的に生ずると思はれる利益に就ては、之れを益金として取扱はないことを意味するものである。例へば記載價額七十萬圓の設備を百萬圓で出資し、其の對價として百萬圓の株式を取得したとすれば三十萬圓の利益が生じ、此の出資益金三十萬圓に對して課税されるのは當然のことであるが、其の受取つた株式を七十萬圓と記載すれば課税されないのである。然し之れを百萬圓と記載すれば三十萬圓に課税されることは云ふまでもない。

次に甲法人が出資によつて乙法人の株式以外に金錢を取得したとき、又は出資によつて取得した乙法人の株式の一部を其の事業年度に於て處分したとき等には、臨時租税措置法施行規則第一條の四十三の第一項の規定に基き、出資資産の出資直前に於ける價格は出資額に對する出資によつて取得したる金錢、又は處分したる乙法人の株式に對する交付は價額の合計額を、出資額から控除した残額の割合に就て、同規則第一條の四十三第二項の規定による

金額に乗じて算出した金額によることとなつてゐる。而して右の出資によつて取得した金額または乙法人の株式を處分して取得した金額等を、全部そのまゝ利益として見ると云ふ見解もあるが、斯くては立法上の趣旨にも副はぬこととなるから、結局は記帳價額を幾らにするか、問題の中心となる譯である。然し其の見方に就ては規定が無いので、税務官廳の指導に俟つ他はないであらう。

第三、命令を以て定められた事業を営む法人が、法令に基く命令、又は行政官廳の指導もしくは斡旋により、事業整備のため合併または解散したる場合の利益配當に對する分類所得税
(甲種配當利子所得税)

命令を以て定められた事業を営む法人が、法令、法令に基く命令、又は行政官廳の指導もしくは斡旋によつて、昭和十七年四月一日以降昭和十八年三月三十一日までに、企業整備のため合併または解散したる場合に於て、其の株主または社員の受くる所得税法第八條に規定する利益配當に就ては、命令の定むるところにより同法第二十一條に規定する税率百分の十五を百分の十、同法第二十二條に規定する税率百分の二十二を百分の十七とした場合の、差減額に相當する甲種配當利子所得に對する分類所得税が、其の取得者の申請によつて軽減せ

られ得ることになつてゐる。之れは解散または合併によつて消滅した會社の株主または社員に對し、清算所得に對する配當利子所得税の軽減を認められたものであつて、右の適用を受けんとする者は法令、法令に基く命令、又は行政官廳の指導もしくは斡旋によつて、事業整備の必要上合併または解散したる會社の株主または社員たることを證する主務官廳の證明書を、其の配當利子所得の支拂確定前に所轄税務署長を経由して、其の支拂者に届出づることが必要とされてゐる。而して右の届出は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人、又は解散した法人の清算人が、其の株主または社員に代つて行ふことも出来るのである。斯くの如き場合の利益配當を「看做配當」と云ふのであるが、本當の意味は解散の場合の清算分配金が、其の持分の株式拂込金額または出資金額を超過して拂戻しを受けた「超過金額」を云ふこともあり、また法人が合併した場合に、合併によつて消滅した法人の株主または社員が、合併後に存続する法人から交付を受けた株式の拂込金額、又は出資金額、又は出資金額ないし之等金額の總額が、被合併法人の拂込金額または出資金額を超過する場合に、其の超過金額を指して看做配當と云ふこともある。然し其の何れにもせよ合併または解散した法人の株主または社員が、合併または解散の事實によつて受ける持分以上の超過金額

を云ふのであつて、之れに對しては前述の如く分類所得税の税率は、一般の基準が配當金額の百分の十五となつてゐるのを百分の十に輕減せられ、税法施行地外の納税者に對しては税率百分の二十二が百分の十七に輕減されるのである。

第四、法令、法令に基づく命令、又は行政官廳の指導もしくは斡旋により、事業整備のため事業の全部または大部分を廢止したる個人の所得または純益に對する所得税および營業稅

法令、法令に基づく命令、又は行政官廳の指導もしくは斡旋により、昭和十六年一月一日以後昭和十七年十二月三十一日まで、事業整備のため營業の全部または大部分を廢止したる個人の事業から生ずる所得または純益に就ては命令の定むるところによつて、昭和十七年分または昭和十八年分の所得税および營業稅に限り、其の者の申請に基き左の區分によつて輕減または免除されるのである。

イ、所得稅

總所得額が五千圓以下の場合には……其の所得稅額の全部

總所得額が一萬圓以下の場合には……其の所得稅額の十分の五

總所得額が一萬圓を超える場合には……其の所得稅額の十分の二

ロ、營業稅

純益金額が三千圓以下の場合には……其の營業稅額の全部

純益金額が八千圓以下の場合には……其の營業稅額の十分の五

純益金額が八千圓を超える場合には……其の營業稅額の十分の二

なほ個人が企業整備のため營業の全部または大部分を廢止しても、所得税および營業稅は前年分を賦課徴收されることになつてゐて、之れは從來の取扱ひと少しも變るところがないが、前年度には利益があつても現に營業を廢止し又は縮小してゐる者から、規定通り徴收することは多少無理があるものと認められるため、當局に於ても斯る場合には右の表に示すやうな割合により、所得税および營業稅の輕減または免除をなすことになつてゐる。

而して茲に云ふ「營業の大部分を廢止したるとき」と云ふ此の大部とは、其の廢止したる營業から生ずる所得金額または純益金額が、輕減または免除を受くべき年の決定に係る營業所得金額または純益金額の百分の七十に相當する金額を超える場合、例へば所得金額または純益金額の一萬圓だつたものが三千圓以下に激減した如き場合に限るのである。従つて營業の全部を廢止した場合は別として、營業の大部分を廢止した場合に次ぎに述ぶるが如く輕減

または免除を申請せんとするには、存続營業から區分した收支計算書と廢止營業から區別した収入計算書との双方を、申請書に添付して提出せねばならないことになつてゐる。

更に今一つ注意せねばならないことは、昭和十六年一月一日以後昭和十七年分の所得金額または純益金額決定前に、營業の全部または大部分を廢止した個人に就ては、昭和十七年分の所得税または營業税を輕減ないし免除し、また昭和十七年一月一日以後同年十二月三十一日までに營業の全部または大部分を廢止した個人に對しては、昭和十八年分の所得税または營業税を輕減ないし免除されることになつてゐる事柄である。

而して上述の所得税または營業税の輕減ないし免除を受けんとする者は、昭和十七年分に就ては昭和十七年五月三十一日までに、昭和十八年分に就ては所得税法第三十四條または營業税法第十五條の申告をすると同時に、其の旨を所轄稅務署へ申請する必要がある。此の場合には添付する書類として法令、法令に基く命令、又は行政官廳の指導または斡旋により、事業整備のため營業を廢止した者であることを證する主務官廳の證明書と、更に營業の大部分を廢止したものであれば前述した收支計算書二通を添へ、之れまた所轄稅務署に申請せねばならないのである。

第五、法令、法令に基く命令、又は行政官廳の指導もしくは斡旋により、合併または解散したる法人または個人の使用人が受くる俸給、給料、賞與または之等の性質を有する給與の税金

(乙種の勤勞所得に對する分類所得税および綜合所得税)

法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導もしくは斡旋により、昭和十六年一月一日以後昭和十七年十二月三十一日までに、事業整備のため合併もしくは解散したる法人または營業の全部または大部分を廢止したる個人の使用人にして退職したる者が、其の法人または個人から受ける俸給、給料、賞與または之等の性質を有する給與に就ては、命令の定むるところによつて、昭和十七年分または昭和十八年分の乙種勤勞所得に對する分類所得税および綜合所得税に限り、其の者の申請によつて左の區分により輕減または免除されるのである。

總所得金額が五千圓以下の場合には……其の所得税の全部

總所得金額が一萬圓以下の場合には……其の所得税の十分の五

總所得金額が一萬圓を超える場合は……其の所得税の十分の二

要するに企業整備のため離職した者の受ける俸給、給料、賞與または之等の性質を有する乙種勤勞所得税を輕減することになつてゐるのであるが、此の場合に於ても營業の大部分を

廢止したる事業から生ずる所得金額または純益額が、輕減または免除を受くべき年の決定に係る營業所得金額または純益金額の百分の七十に相當する金額を超ゆる場合に限られてゐる。また此の場合の分類所得税または綜合所得税の輕減ないし免除は、其の年の所得金額決定當時に於て現に俸給、給料、賞與または之等の性質を有する給與の支給を受くる者に就ては行はれないことになつてゐる。

右の輕減または免除を受けんとする者は、昭和十七年分であれば昭和十七年五月三十一日までに、昭和十八年分であれば所得税法第三十四條または營業税法第十五條の申告と同時に、其の旨を所轄稅務署に申請せねばならない。

第六、企業整備の必要上行ふ登録に就ての登録税額

企業整備の必要上行ふ登録に就ての登録税は、左に掲ぐる事項が法令、法令に基く命令、又は行政官廳の指導もしくは斡旋により、昭和十七年四月一日以後昭和十八年三月三十一日までに事業整備のため行はれる場合に限り、命令の定むるところによつて、他の法令に別段の規定がある場合を除くの外、登録税法の規定に拘らず左の額に據るべきものとされてゐる。また登録税法の規定によつて算出された登録税の額が、左の額より少い場合には左の額

に據るものとなつてゐる。

イ、會社設立の場合

金錢出資による拂込株金額および金錢を目的とする株金以外の出資による價格の千分の五と、金錢以外の財産の出資による拂込株金額および金錢以外の財産を目的とする株金以外の出資による價格の千分の一との合計額。

ロ、會社資本増加の場合

金錢出資による増資拂込株金額および金錢を目的とする株金以外の出資による價格の千分の五と、金錢以外の財産の出資による増資拂込株金額および金錢以外の財産を目的とする株金以外の出資による價格の千分の一との合計額。

ハ、第二回以後の株金拂込の場合

毎回の金錢による拂込株金額の千分の五と、金錢以外の財産の出資による拂込株金額の千分の一との合計額。

ニ、會社の設立、資本増加もしくは第二回以後の株金拂込または事業の設備もしくは事業の讓渡の場合に於ける不動産または船舶に關する權利取得の場合。

不動産または船舶の價格の千分の三。

右の臨時租稅措置法第二十二條の三の規定は、同條に掲ぐる事項が法令、法令に基く命令、又は行政官廳の指導もしくは斡旋により、事業整備のため行はれるものであることを證する主務官廳の證明があるものに限られてゐるのである。

(註二六) 大藏省告示第二百三十三號

臨時租稅措置法施行規則第一ノ四十一ノ規定ニ依リ左ノ事業ヲ指定ス

昭和十七年五月九日

大藏大臣 賀屋 興 宣

左ニ掲グル物ノ製造業又ハ販賣業

- 一、鉄鐵、鋼鐵、鋼材、輕金屬、非鐵金屬、フェロアロイ、減磨合金、超硬質合金、鉛材料品及同製品、銅又ハ銅合金材料品及同製品、輕金屬材料品及同製品(酸化皮膜加工品ヲ含ム)、輕金屬鑄物、非鐵金屬鑄物及同鍛造品、鑄鋼品、鋼材製品
- 二、原動機、蒸氣罐、電纜、電池、ポンプ、水壓機、送風機、氣體壓縮機、ミシン、計測用機械器具、照明用機械器具、電氣機械器具、通信機械器具、工作機械器具、鑛業及製鍊用機械器具、化學工業用機械器具、窯業用機械器具、紡織及蠶絲機械器具、運搬機械器具、農業及土木建築用機械器具、

印刷機械器具、事務用機械器具、學術及醫療機械器具、光學機械器具、石油代用燃料使用装置、機械部分品、車輛及同部分品、船舶及同部分品並ニ同附屬品、航空機及同部分品並ニ同附屬品、滑空機、兵器及同部分品

三、工業藥品、醫藥品、農業藥品、試驗用化學藥品、コールド中間物及合成染料、塗料、礦油、動植物質油脂及同原料、樟腦、薄荷、合成樹脂及同加工品、混合加工油、ゴム製品、再生ゴム、セルロイド、バルブ、紙、肥料、皮革及同製品、擬革及同製品、石鹼、コークス、ピッチコークス、電極、炭素棒、電氣刷子、黒鉛坩堝、寫眞感光材料

四、陶磁器、珐瑯鐵器、セメント、硝子及同製品、耐火煉瓦、研削砥石
 五、生絲、綿絲、撚絲、人造絹絲、ステープルファイバー及同絲、毛絲、更生絲、綿、織物、編物及組物、服飾用纖維製品

六、木材、竹材、木製品、コルク製品
 七、酒類、清涼飲料、食酢、味噌、醬油、アミノ酸調味料、ソース、カレー、菓子、パン、水飴、牛乳、乳製品、罐詰詰、食料品、米、麥、雜穀、小麥粉、甘藷及同粉並ニ同澱粉、馬鈴薯及同粉並ニ同澱粉、麵、寒天、青果物、塩干魚介類、生鮮魚介類、食肉及同加工品、鶏卵、氷、茶、塩、煙草
 八、漁網綱、船用具、石炭、煉炭、豆炭、薪炭、衛生材料、飼料、石綿製品、原皮及原毛、眞珠、藥

工品、穀種

左ニ掲グル事業

- 一、鑛業、砂鑛業、黒鉛製錬業
- 二、電氣及瓦斯業、土木建築業、印刷業、映畫事業、寫眞業、船舶ノ救助及引揚又ハ解撒業、船舶賃付業、塗装業、裁縫業、染色整理加工業、機械器具修理加工業
- 三、銀行業、信託業、無盡業、保險業、有價證券引受業、貿易業、接客業
- 四、運輸業、海運仲立業、新聞業、出版業、冷凍倉庫業、漁業

企業整備と資産の整理

第二節 企業整備と資産の整理

第一項 國民更生金庫と資産引受

企業整備を繞ぐる諸問題中、税法の臨時措置に次いで執上げねばならぬものは企業整備と資産整理の問題であるが、先づそれに先立つて資産整理の機關たる國民更生金庫と、國民更生金庫の資産引受業務とに就て一言述べる必要がある。即ち國民更生金庫とは如何なる組織によつて成立ち、其の業務は如何なる内容のものであるか、之等に就て一應概念的に述べて置うと思ふのである。

先づ第一に國民更生金庫とは如何なる組織によつて成立つてゐるか云ふに、國民更生金庫は「國民更生金庫法」に基いて設立されたもので、時局の要請により轉廢業をする者の資産の管理または其の處分、資金の融通と繋ぎ資金の貸付、債務の引受ならびに債務の保證、共助團體に對する共助資金の融通などを業務とし、本所を東京に、支所を大阪に、出張所を各地方廳所在地に一つづつ設けてゐる。最初、國民更生金庫が財産法人として設立されたのは昭和十五年十二月のことであつて、翌十六年七月に「國民更生金庫法」が制定さるゝに及んで今日の組織に變つたものであるが、業務の内容に就ては何等著しい變化を見てゐないのである。たゞ主なる變化は組織に於て法的化されたことで、殊に今十七年四月には其の内容が擴充せられ、資本金は従來の二千萬圓から一躍五千萬圓となり、更生債券の發行限度が従來資本金の十倍すなはち二億圓だつたのを、資本金五千萬圓の十五倍すなはち七億五千萬圓まで引上げられ、基本の資本金五千萬圓と合して八億圓の資金を以て、今十七年度の業務に活動し得る尨大なものとなつたのである。

企業整備と資産の整理

次に國民更生金庫は如何なる業務を行ふかと云ふに、それは既に今も述べた如く轉廢業者

の資産の管理または処分その他であるが、之れが詳細なる説明を加ふる以前に、國民更生金庫が対象とする轉廢業者とは如何なるものか、先づ之れに就て説き始めねばならないと思はれる。即ち國民更生金庫が対象とする轉廢業者とは、次ぎの諸條件を具備したものに限られてゐるのである。

- 一、商工業者であること
- 二、時局の要請に基く轉廢業者または之れに準ずる者であること
- 三、地方長官が認めた者であること

第一の「商工業者であること」に就ては別段の説明も必要としないが、要は原則として對象が商工業者であること、従つて農業、林業または漁業等に從事してゐるものは其の對象とならないし、半農半商の業者等に對しては其の商業に屬する部分だけが對象とされるのである。また商工業に從事する使用人等は直接その者が商工業者そのものでないから、之れまた對象とはされない。要は自ら商工業を營む事業主と云ふことに限定されて來るのである。次ぎに「時局の要請に基く轉廢業者または之れに準ずる者」でなくてはならないが、此の時局の要請に基く轉廢業者とは自己の自由意志による轉廢業者でないこと、或は自己の過失または失敗による轉

廢業者でないことを意味すると同時に、それが戦時下の國策的犠牲による轉廢業者であることをも意味する。或は「之れに準ずる者」即ち完全に轉廢業はしてゐないが、時局の要請によつて事業の内容が著しく縮少せられ、眞の轉廢業者と大した變りの無い者をも包含してゐる。最後に第三の「地方長官が認めた者であること」とは、地方長官が認める範圍の轉廢業者を指すものであつて、之れには自ら左の如き範圍が定まつてゐる。即ち――

- イ、法令、法令に基く命令、又は行政官廳の指導もしくは斡旋により轉廢業をした者、即ち時局の要請に基き國家的の犠牲を負擔して轉廢業する者。之れには企業整備の命令による場合、或は經濟統制の結果その生産、配給、輸出または輸入が禁止または制限された場合等による轉廢業者たることを意味してゐる。
- ロ、機構の整理による轉廢業者、之れは略ぼ前掲「イ」の場合と酷似してゐる。
- ハ、國際關係の變化によつて輸出または輸入が激減したした結果、殆んど轉廢業と區別のないほど事業の縮少させられた者。
- ニ、以上の三つの状態に類似した事情から轉廢業する者または之れに準ずるものと認められたる者、即ち、完全に其の業界から轉出はしないが、企業合同等のため從來の業主たる地位を

離れて合同體の従業員になつた者、或は前述せる如く著しく事業の範圍が縮少した者等を指すのである。

即ち以上の如き條件にある轉廢業者を對象とし、之等の者に對して前述の業務を行ふのが國民更生金庫の事業であるが、之れを正確に云ふと要するに國民更生金庫の業務は左の四項目に歸着するのである。

一、轉廢業者の事業用資産につき之れが信託または讓渡を受け、之れを管理または處分する。
二、轉廢業者の事業用資産に對し其の評價額限度に於て負債の償還資金または轉廢業資金の貸付けをする。

三、轉業者の債務引受または保證を行ふ。

四、共助團體に對して共助資金の貸付けを云ふ。

右は國民更生金庫の主たる業務であつて、之れ以外に之等の事項に附帶する業務をも營むが、原則的には轉廢業者の資産を目標として、之れに對する一種の「買取會社」と云つた機能を持つもので、其の限りに於て國民更生金庫の貸付には、常に轉廢業者の「資産」と云ふものが必ず目標とされてゐるのである。従つて此の意味から國民更生金庫は巷間屢々誤り傳へられ

てゐる如くに、庶民金庫または普通銀行の資付に見るやうな信用貸付は行はず、此の點が國民更生金庫の全然趣きを異にしてゐる點である。以下その業務の内容に就て少しく説こう。

一、資産の管理または處分

國民更生金庫の業務で最も重要なことは轉廢業者の資産の管理または其の處分である。而して國民更生金庫が管理または處分を引受くべき資産は、轉廢業者が業務用に供し又は業務上取得したもの、或は國民更生金庫の管理もしくは處分上右のものと同分離し難いものに限られ、同金庫が其の處分を引受ける場合には、原則として其の引受資産につき所有權その他の權利の移轉を受けて引受け、然も其の引受價格は轉廢業者資産評價地方委員會の議を経て、地方長官が決定した價額に據られるのである。而して國民更生金庫が其の引受けた資産の處分をしたときは、其の處分價額に相當する全額を委託者たる其の轉廢業者に交付することになつてゐるが、特に急を要する場合には資産の處分以前に於ても「繋ぎ資金」(後述する)の便法を講じてゐる。また引受けた資産の處分價額が引受價額に満たぬときは、引受價額に相當する金額が委託者に交付されるとともに、更生金庫が引受後五ヶ年以内に處分し得なかつた場合にも、同様に其の引受價額に相當する金額が委託者に交付されるのであるが、何れの

場合に於ても資産の管理または處分に要する更生金庫の費用は、原則として委託者の負擔すべきものとされてゐる。また反對に國民更生金庫が引受けた資産にして、其の収入金額または處分價額が引受價額以上に超過した場合には、其の超過額から資産の管理費等を差引き其の殘額が委託者に交付されるのである。處が更生金庫が委託者のために立替へて支拂つた資産の管理費または處分費に對し、引受資産から生ずる収入金額または處分價額が、引受價額を超過した超過額を以てしても尙且つ不足する場合には、更生金庫に於ても其の不足額に對し取立てをなさぬ場合もある。之れは其の時の事情によつて、更生金庫と委託者との間で協議されるのである。

二、資金の融通と繋ぎ資金

國民更生金庫は前述せる「資産の管理または處分」の項に掲げた要綱に基き、資産の處分につき引受けを行つた場合には、轉廢業者に對して貸付を行ふことが出来るものとされてゐるのであるが、此の貸付は其の引受資産に對して交付される金額を見返りとし、其の資産に對する引受價額を限度として貸付けられるのである。然し此の引受價額は前述の如く轉廢業者資産評價地方委員會の議を経て、地方長官が之れを決定するものとされてゐるため、其の

評價または裁定にも其の間相當の時日を必要とするのであるが、斯くては資金の關係で轉廢業の進行が阻害される恐れがあり、よつて轉廢業に際して負債の整理、従業員に對する退職手當金の支給、企業合同體に對する出資金の拂込み等、轉廢業者に於て急速に資金を必要とする場合には、國民更生金庫法第十七條第一項第一號の規定による資金の融通ならびに共助資金の融通實行に先立ち、資産評價基準によつて大體の見込額を定め、其の七掛以内の金額を先貸することが出来るものとしてゐる。之れは今年十五年四月から擴充された國民更生金庫の新しい機能であつて、之れを所謂「繋ぎ資金」と云ふのである。繋ぎ資金の貸付制度は「見込額先貸の便法」とも見られるものである。

茲に注意して置かねばならないことは、國民更生金庫の貸付金が其の使途に於て自ら限定されてゐると云ふ事柄である。即ち同金庫の貸付金は専ら轉廢業者の營業上に於ける負債整理の資金、轉業または轉職に必要な資金等に限られてゐるのである。従つて其の貸付利率も極めて低く年三分四厘とされ、また繋ぎ資金にあつても右の轉廢業資金の貸付利率と同率であり、たゞ共助資金の貸付には稍々高くそれでも年四分以内とされてゐる。然も貸付に當り調査料、手数料、その他如何なる名儀のものも別に債務者から徴收することはしない。而し

て其の貸付期間は原則を五ヶ年以内とし、償還方法を定期償還と割賦償還との二種としてゐるが、貸付金の元本および利息のうち、引受價額の相當額、處分價額が引受價額を超過する場合の超過額相當金額、又は引受けた資産から生ずる収入金額などを充當するも、尙且つ其の貸付額を回収することが不可能である場合の金額に就ては、事情により更生金庫に於て其の償還取立を免除する場合もあり得るものとされてゐる。

三、債務の引受または保証

國民更生金庫は其の設立趣旨に基き、轉廢業者の資産引受けを行つた場合に限り、其の者のために債務の引受または保証をも行ふことが出来ることとなつてゐるが、轉廢業者にして他に資産または収入がなく、更生金庫に於て援助する以外に途の無いものと認められたときは、更生金庫が資産の引受價額から貸付金額を控除した額を越ゆる債務に對しても、其の引受または保証を行ふこともある。然し更生金庫が轉廢業者の債務引受または保証を行ふ場合には、其の事前に於て必ず大藏大臣の認可を受ける必要があり、また引受または保証を行ふ債務の額に就ても、同様に大藏大臣の認可を受けた額を限度とするものである。之れは何故かと云ふに、債務の引受または保証をすることは、轉廢業者の手許に一文の救濟資金が残る

譯ではなく、結局金貸しを救濟するに過ぎないと云つた弊害を、大藏大臣の認可制によつて未前に防止しやうと云ふがためである。而して債務の引受または保証によつて生じた債權ならびに其の利息に就ては、其のうち引受價額の相當金額、處分價額が引受價額を超過する場合の超過額相當金額、又は引受資産から生ずる収入金額を以て充當するも回収の不可能である場合の金額に就ては、更生金庫に於て其の事情により債權の放棄をなすこともある。

四、共助資金の貸付

共助團體に對する共助資金の貸付は、國民更生金庫が轉廢業者に對する直接の貸付ではないから、之れが詳細なる説明に就ては本章第三節「共同施設と共助資金」の項に譲ることとする。併せて御参照が願ひたい。

以上は國民更生金庫の業務内容につき其の大意を述べた次第であるが、更に之れを掘り下げて其の引受資産の評價基準ならびに其の方法等に就て進んで行くことゝしやう。

第二項 國民更生金庫の資産引受評價基準と評價方法

國民更生金庫が商工業者の轉廢業者に對する資産の管理またる處分の引受をなすに當り、其

の資産を如何なる基準によつて評價するかは最も重要なことであつて、國民更生金庫の資産引受評價基準ならびに評價方法は、常に轉廢業者に取つてのみ重大な關心が持たれてゐるばかりでなく、商業組合、工業組合、其の他の同業者團體、殘存業者または企業合同體などに於て、共助の精神により轉廢業者の資産を引取る場合の評價額に對しても、右の評價基準ならびに評價方法が原則的に執られることとなつてゐる關係上、總ゆる方面から最も多くの關心が拂はれてゐる譯である。而して今その評價算定基準ならびに評價方法につき、概念的に先づ資産の種類別に列擧すれば概ね左の如くである。

- 一、土地および建物は時價を以て評價する。
- 二、機械、設備等に就ては其の再取得價格から減價償却を行つた價額を以て評價する。
- 三、原料、商品等に就ては時價を以て評價する。
- 四、特許權、實用新案權等に就ても時價を以て評價する。但し營業權に就ては別途の方法によつて評價する（註二七參照）。
- 五、有價證券に就ては市價を以て評價する。
- 六、以上の基準に據ることの出來ぬもの、又は以上の基準に據ることが著しく不適當であると

企業整備と資産の整理

認めらるゝものに就ては、直接その資産の取得または製作に要した費用を斟酌して評價する。

（註二七） 營業權の評價基準ならびに其の評價方法に就ては本節後段を御參照。

而して營業の純益額を年割の利率で還元した總營業價額が（後述する）、其の營業に所屬する前記各資産に對して、以上の基準により算出したる評價額の合計額を超過した場合には、其の超過額に就ては前記の基準による各資産の評價額に按分して加算するものとされてゐるが、茲に云ふ純益額とは其の營業の總收入全額から必要經費（店主家族の手當をも含む）を控除した金額とし、且つ轉廢業直前三ヶ年間の平均によつて算出されたものを云ふのである。然し前述の總營業價額に就ても著しく不當または不適當と認められるものに對しては、營業の種類、業態または地方の實情等を斟酌して適當に變更されることのあるは否めない。また評價額の總額が三百圓に満たぬ場合には、三百圓を以て最低の評價總額とされてゐるから、其の營業を主たる生計の業としてゐた轉廢業者であれば、誰でも右の最低三百圓には評價される譯である。なほ前記の時價、市價または再取得價格を定める基準の時期は、原則として地方長官および國民更生金庫に對して資産引受申込書を提出した時とされてゐる。

企業整備と資産の整理

而して今右の資産につき其の評價方法を少しく述べて置こう。

一、土地および建物の評價

土地および建物の評價は前述の如く時價によるものとされてゐるが、其の營業に取つて特に有利な位置、その他その營業の繼續を前提とした場合の有利な條件等に就ては、其のまゝ營業の存続するものとして評價に斟酌が加へられる。また其の營業のため特に土地または建物等に資本を注いだ改良費ないし工作費等に就ても、土地および建物の評價に當つて考慮されることゝなつてゐる。

二、機械、設備、什器の評價

機械、設備、工具ないし營業用什器等に就ては、之れを新規に買入れるに必要な價額から、其の資産の現状より勘案した減價償却額を控除した額を評定して計上し、之れを基準に評價するを原則とするものであるが、之れを評價基準の上では再取得價額と云つてゐる。此の再取得價額には機械、設備等の運搬ならびに据付等に必要なる費用、その他これらの資産を營業用に供するまでに、直接必要とされる費用をも見積つて加算されるのであるが、前述せる減價償却をなす場合にあつては、此の再取得價額から其の資産の残存價額を差引いた額

を基準とし、其の資産の現状から見た今後の耐用見込命數を差引いた年數に相當する償却が行はれる。之れは寧ろ當然のことであるが、資産の残存價額に對する評價ならびに耐用見込命數を幾何に見るか、多くの場合非常に困難性が伴ふものとして多大の關心が拂はれてゐる。尙また右の再取得價額に據り難い時または再取得價額に據ることを不適當と認められた時等に於ては、再製作價額に據ることが出来るものとされてゐる。

三、原料、商品等の評價

原料もしくは材料、貯藏品、製品ないし商品等に就ては、其の時價によつて評價されることを以て原則とされてゐるが、概ね生産者の手持品たる製品に就ては生産販賣價格以内の價格、卸賣業者の手持商品に就ては卸賣販賣價格以内の價格、また小賣業者の手持商品に對しては小賣販賣價格以内の價格を以て評價される見込みのやうである。而して茲に云ふ販賣價格以内の價格と云ふことは、其の段階に於ける各業者の實際販賣價格を指すものであつて、決して最終最高販賣價格を意味するものではない。然しまた茲に注意すべきは纖維製品小賣業者の手持品に對する評價であるが、纖維製品の小賣業者に就ては纖維製品の譲受または譲渡につき、其の配給ルートは纖維製品配給消費統制規則第十一條の規定に於て明確に示され

てゐるので、茲に云ふが如く國民更生金庫に其の引受ならびに處分を委託することが不可能になつて来る。即ち之れは小賣業者が譲渡する場合には、相手方が消費者であり且つ衣料切符の小切符と引換へで無ければ、之れを譲渡することが出来ないからである。更にまた之れを價格の點から見るときは、假りに小賣業者が國民更生金庫に譲渡することが認められた場合にも、譲渡先たる國民更生金庫が消費者でない關係上、之れに對して譲渡することは明確に卸賣行為であり、それに對して小賣實販價格を以て譲渡することは價格違反を構成する結果となる。従つて此の双方に就ては纖維製品配給消費統制規則および價格等統制令に對して、之れを改正するか何等かの特例を拓く途を講ぜざる限り不可能となるもので、之等に就ては商工、内務兩省に於て既に別途方法を講じてゐる（註二八參照）。

（註二八）右の別途方法に就ては、後篇第四章第五節「轉業者の資産整理」に詳述する豫定である。

次に半製品ならびに仕掛品等の如き生産者の工程中にあるものに就ては、完成に要する工程を考慮して完成品の時價から推算した價額を以て評價されることになつて居り、また販賣禁止または販賣制限を受けてゐる商品に就ては、類似商品の時價によつて評價されることになつてゐる。

四、無體財産權、債權等の評價

特許權、實用新案權、意匠權または商標權、發明權等に就ては、之れまた原則として時價に見積られて評價されるが、賣掛金その他の債權に就ては債權額から回收不能の見込額を差引いた額を以て評價せられ、また電話加入權の如きも時價を以て評價される。

權利のうち最も重要なものであるが其の評價に最も困難なものは、營業權すなはち俗に云ふ納簾代である。之れに就ては特殊の方法が講じられてゐるから後段に詳述することゝしやう。

五、有價證券の評價

有價證券も前述の如く市價を以て評價するを原則とされてゐるが、其の市價を評定する時期は資産の引受に對し、國民更生金庫へ有價證券の銘柄を提示して、申請書を提出した時を以て其の時期とされてゐる。また有價證券にして市場性がなく、市價を判定するに困難なるものに就ては、同種證券の市價から推算した價格によつて評價されるのである。

以上、國民更生金庫に於ける轉廢業者の資産評價基準ならびに評價方法の概要に就て概述したが、就中その最も評價に困難なるものは土地および建物ならびに營業權であるから、次に

此の双方につき更に深く掘り下げて述べて行くこととする。

第一、特に土地および建物の評價に就て

特に土地および建物の評價に就ては、前記の評價基準以外に左の事項が考慮されてゐる。先づ土地および建物の時價は其の現状と地方の實狀とを考慮して算出されることは勿論であるが、土地にあつては地租法による賃貸價格を年四分二厘の利率を以て還元するものとされ、建物にあつては家屋税法による賃貸價格を次表に掲ぐる利率を以て還元するものとされてゐるのである。

- イ、木造（木骨造、鐵鋼モルタル塗、その他木骨造塗家を含む） 一二%六八
- ロ、煉瓦造、石造、コンクリート造、土藏造 一一%四〇
- ハ、鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵筋コンクリート造および鐵骨造 九%九六

（鐵骨石造および鐵骨煉瓦造を含む）

然し家屋税法による賃貸價格の決定を見るまでは、當分のあひだ現行賃貸價格または隣接建物もしくは同種建物の賃貸價格から推算した價格を以て、之れに代へることが出来る便法さへ講じられてゐる。また宅地建物等價格統制令によつて制限を受けてゐるものは其の制限

價格を以て時價と看做され、同令によつて認可を受けた土地に就ては其の認可價格を以て時價とされるのは至當のことである。更にまた土地區劃整理または耕地整理中の土地に就ては、假換地を基礎として評價されると云ふのも當然である。

次に土地または建物に若し所有權者の負擔となる金額中に未納額がある場合には、之れは勿論それを控除して評價されるのであるが、借地上の權利による有利な條件は別個に評價されるものとされ、また之れは建物の評價額にも加算し得るものとされてゐる。更にまた建物の賃借に當つて權利金を支拂つてゐた場合には、之れも相當と認められた額を以て評價額とし、他の資産に按分して加算することが出来るものとされてゐる。其の他の基本的評價基準に就ては、前述の「一、土地および建物の評價」を御参照が願ひたい。

第二、營業權の評價に就て

營業權の評價に就ては營業權そのものを直接の對象物として評價するのではなく、所謂「暖簾代」として轉廢業者の營業用資産につき、尙その營業が將來にも引續き繼續されるものと云ふ假想の下に評價して、更生金庫が其の引受を行ふのが本來の建前である。従つて營業權の評價には必ず營業用資産の存在することが前提條件となつてゐて、營業用資産の無い

者に對しては營業權の評價は爲し得ないことを原則としてゐる。それがため一般に外商またはブローカーの如く、營業用資産を所持せず専ら勞務一つを以て營業をなすつゝあつた者等は、假りに從來如何に巨額の營業をなしてゐた実績があらうとも、國民更生金庫は之れに對して營業權の評價を行はず、從つて營業權の引受けは行ひ得ないものとなつてゐる。何故に營業用資産の無い場合には營業權の評價が不可能であるかは、此の營業權評價の基準ならびに方法を述べて行く間に、讀者各位には自ら諒解せらるゝことと思はれる。

即ち先づ第一に營業權の評價には必ず營業用資産の存在することを條件とするもので、此の點に從來とも非常に誤解を招き易いところであつたが、それと同時に營業權の評價には今一つ誤解され易い問題がある。それは國民更生金庫の營業權評價基準に「一割換算」と云ふことが規定されて居り、營業の純益額を年一割の利率で還元した總營業價額を評價の基準としてゐるため、之れが直ちに三年間の平均純益額一割の十倍が營業權の評價額の如くに誤解を生んでゐるのである。即ち此の事は三年間の平均利益に對して其の十倍分を以て評價されるのではなく、以下述ぶるが如き種々なる基準によつて評價されるのであるから、三年間の平均利益が假りに一萬圓の業者が、其の十倍分すなはち十萬圓を以て營業權が買上げられる

などと考へるならば、それは思はぬ當外れを招くものと云はねばならない。然らば如何なる基準によつて評價されるのかと云ふに、まづそれには次ぎの如き基準によつて行はれるのであるが、解説を解り易くするために具體的の數字を以て示すことゝしやう。

- 一、まづ第一に轉廢業者の轉廢業直前三年間に於ける一ヶ年平均の純益金を見出す。之れは營業用總収入から營業用總支出（勿論、營業用總經費を含む）を差引いた純粹の利益金を見出すのである。假りに右の一ヶ年平均純益金を三千圓として解説を進めることにする。
- 二、次ぎに右の一ヶ年平均純益金三千圓から自己勞力を差引かねばならない。此の自己勞力と云ふのは業主もまた其の事業から、其の勞力に對して一定の報酬を受くるものとの建前を以て、之れを普通の一般營業經費とは別に見て、右の純益金三千圓から控除するのである。此の自己勞力を幾何に見積るかには相當に難しい問題であるが、假りに業主の報酬を月額百圓と見れば、此の者の自己勞力は一ヶ年千二百圓であるから、此の千二百圓を三千圓から差引かねばならない。此の差引いた殘額すなはち千八百圓が、國民更生金庫の云ふ總營業價額の根底をなすものである。
- 三、右の如くして、三年間の一ヶ年平均純益金三千圓から、一ヶ年分の自己勞力千二百圓を

差引いた残額の千八百圓に對し、今度はそれを一割と見て實體の數に換算すると其の十倍すなはち一萬八千圓になるが、此の一萬八千圓が即ち國民更生金庫の云ふ總營業價額に該當するものである。然し此の總營業價額は常に必ずしも一割換算ではなく、業種または業態により或は地方の實情により、八分程度を以て換算されることもあれば一割以上を以て換算される場合もあるが、先づ大體の基準が一割換算と云ふことになつてゐるのである。然し此の總營業價額が直ちに營業權の評價額ではなく、單に營業權を評價する基準に過ぎないのである。之れが巷間あまりにも多く誤解されてゐる點である。

四、次に此の總營業價額が計算されたら、更に之れから各營業用資産の評價總額を差引く。そうすると其處に國民更生金庫の云ふ營業權的價額と云ふものが出て來る。尤も此の營業用資産には種々のものが含まれてゐるが、之れを概括的に大別して(イ)土地、(ロ)建物、(ハ)機械(什器を含む)、(ニ)商品(現金を含む)の四種になるから、之等を時價または其他規定の評價格を以てそれ〴〵適切に評價した結果、その總價額が假りに一萬五千圓であつたとすれば、前述の總營業價額の一割換算すなはち一萬八千圓から此の資産總額一萬五千圓を差引き、其の殘額三千圓が即ち此の營業權的價額となるのである。而し

て之れが取りも直さず營業權の評價額で、俗に云はれる暖簾代になる譯である。

五、最後に今度は此の營業權的價額の三千圓を、各その營業用資産に按分加算するのであるが、此の按分加算された營業用資産を殘存業者なり國民更生金庫なりが引取つて、營業權を「物」の形の上で買上げることになるのである。従つて營業用資産と云ふ「物」を離れては、營業權の評價が出来ない理由は全く茲にあると云ふ譯である。

以上述べた營業權買上評價の算定を、同様また前述の假定數字で具體的に示すならば、其の計算の内容は凡そ次ぎのやうになるのである。

- 一、三ヶ年間の一ヶ年平均純益金……………3,000圓
- 二、一ヶ年間の自己勞力費……………1,200圓
- 三、右の差引額……………1,800圓
- 四、一割換算(總營業價額)……………1,800圓×10=18,000圓
- 五、營業用資産一萬五千圓

此の種類別内譯

イ、土地

二千圓

ロ、建 物	四 千 圓
ハ、機 械 (什器を含む)	六 千 圓
ニ、商 品 (現金を含む)	三 千 圓
合 計	15,000圓

六、營業權的價額……………18,000圓 - 15,000圓 = 3,000圓

七、各營業用資産に按分加算

即ち「六」の營業權的價額三千圓を各營業用資産に按分加算すれば――

土 地	2,000圓 + 400圓 = 2,400圓
建 物	4,000圓 + 800圓 = 4,800圓
機 械 (什器を含む)	6,000圓 + 1,200圓 = 7,200圓
商 品 (現金を含む)	3,000圓 + 600圓 = 3,600圓
合 計	15,000圓 + 3,000圓 = 18,000圓

即ち以上の評價計算を要約すると、先づ土地には其の價額二千圓に對し四百圓の營業權的價額が附加されて、合計二千四百圓として殘存業者または國民更生金庫に引取られて行くの

である。同様に建物に就ても四千圓に對し八百圓の營業權的價額が附加されて四千八百圓に、また機械(什器を含む)には六千圓に對して千二百圓の暖簾代が按分加算されて七千二百圓に、更にまた商品(現金を含む、此の現金とは國民更生金庫に引受けられた商品の現金化されたものを云ふ)には其の三千圓に六百圓の暖簾代が加算されて三千六百圓に、それぞれ斯くの如くに營業權的評價額が各營業用資産に按分加算されたるへ引取られて行くのである。従つて前にも屢々述べた如く、營業用資産と云ふ物の形を離れて、營業權的評價も爲し得ず引取も行ひ得ぬと云つたのは、實に斯る事情によるがためである。

最後に轉廢業者が殘存業者から共助金を支給された場合には此の營業權的評價に對し如何なる影響があるかと云ふに、此の場合には共助金の金額を前述の營業權的價額から差引いて、残つた分に對し按分加算されることになつてゐるのである。即ち之れを前述の計算例によつて示せば、假りに共助金として千五百圓を交付された場合には、營業權的價額三千圓から此の共助金の千五百圓を差引き、殘額の千五百圓を營業用資産總額の一萬五千圓に按分加算されて、それぞれ引取られて行くこととなるのである。なほ共助金制度に就ては國民更生金庫の業務ではないので、節を改めて次に述べることにしやう。

第三節 共助施設と共助資金

時局の要請に應じ轉廢業を餘儀なくせられたる中小商工業者に對しては、單に政府の施設にのみ依存することなく、先づ其の所屬組合等の同業者團體等をして相互共助を行はしめることが極めて肝要であるから、政府に於ても夙に此の精神に立脚し、昭和十六年九月五日附一六振興第五六七九號による商工、大藏、農林三省次官通牒を以て、各地方長官あて「轉廢業者共助施設及共助資金利子補給實施ニ關スル件」を通達したが、之れにより轉廢業者に對する共助施設ならびに共助資金利子補給の件が實施され、今日まで引續き各その要綱が之れに基いて行はれてゐる。今これらの要綱につき各その内容を解説しやう。

第一、轉廢業者共助施設ならびに共助資金利子補給要綱

(註二九) 昭和十六年九月五日附一六振興五六七九號、商工、大藏、農林三省次官通牒、附錄六を御參照)

一、趣 旨

轉廢業に對する施設は政府の施設にのみ俟つのみならず、同業者の共助に據る必要あるは亦頗る大なるものがある。従つて政府は本要綱に於て此の點を強調し、時局の要請に應じて

轉廢業せんとする中小商工業者に對しては、先づ同業者の組織する團體等に於て相互共助の精神に立脚し、これら轉廢業者の資産整理等を行ひ、以て轉廢業の円滑なる實施を促進せんことを本要綱の趣旨としてゐる。

二、共助の主體

轉廢業者に對する共助の主體を商業組合、同聯合會、工業組合、同聯合會、小組合、有限會社、其の他の企業合同體および統制會などとしてゐる。

三、共助の種類および方法

同業者の共助施設は左の方法によるものとされ、且つ具體的に行政官廳の指導幹旋を受けた場合に限られてゐる。

イ、營業用資産の引取

轉廢業者が業務に用ひた機械、設備、其の他の資産の全部または一部を、同業者團體、合同企業または殘存企業等に於て、一定の評価額を以て引取るべきものとされてゐる。而して右の評価額に對して資金の借入を必要とする場合には、轉廢業者資産評價地方委員會の答申に基いて地方長官が決定した評価額に據るべきものとなつてゐる。

ロ、金銭の給付

轉廢業者に對して一時に又は數ヶ年以内に、月賦、半年賦または年賦を以て金銭を交付する。此の場合に於ける給付金の額は、原則として轉廢業直前三ヶ年間の平均年純益金につき、其の三ヶ年分ないし十ヶ年分程度が基準とされてゐる。而して此の平均純益額の計算に就ては、前節第二項に於て記述したる國民更生金庫が、轉廢業者の資産引受をなす際に行ふ平均純益金の計算に準ぜられるのである。

ハ、其の他行政官廳の承認を得た場合には、其の業種または業態に應じて實情に即した共助の方法を採ることが出来るものとされてゐる。

四、共助資金

前項「共助の種類および方法」の時に述べたる趣旨により、共助施設に於て資金を必要とするときは、共助主體の収入する配給手数料もしくは其の収益の一部を先づ之れに充て、或は共助主體に於ける既存積立金の一部を取崩して之れに充つるものとなつてゐるが、若し之れを以ても尙且つ不足する部分に就ては、之れを借入金に俟つても差支へないのである。但し借入金をなした場合には、今後に收受すべき配給手数料または収益の一部を以て、借入金の

償還金に積立つて行かぬはならないのである。

五、共助資金の借入

イ、共助資金を借入れる場合の手續は後述の「共助資金取扱要綱」によらねばならない。

ロ、共助資金の融通機關は差當り國民更生金庫のみとされてゐる。

ハ、借入金の償還期間は据置期間の三ヶ年以内を含んで十ヶ年以内である。

ニ、借入金の償還方法は割賦ないし五ヶ年以内の定期で、其の利率は年四分以内である。

六、共助資金利子補給

借入金に對して支拂期限の到達した利子の全額は、國庫から共助主體に補給される。従つて共助主體は借入金に對し無利息で使用し得る譯であるが、此の利子補給の手續に就ては次ぎの「共助資金取扱要綱」の示すところに據らねばならないのである。

第二、共助資金取扱要綱

(註三〇) 昭和十六年九月五日附振興第五六七九號、商工、大藏、農林三次官通牒、附錄六を御参照)

一、組合等の團體に於て轉廢業者に對する共助資金の融通を受けんとする場合には、共助資金借入申込書二通を作成し、一通を管轄の地方長官に、他の一通を國民更生金庫の最寄事務所

に提出するものとされてゐる。

二、組合等の團體は共助資金借入申込書と同時に、共助資金借入利子補給申請書を、地方廳を經由して商工大臣に提出せねばならない。

三、地方長官ならびに國民更生金庫が第一號の借入申込書を受理したときは、兩者に於て協議したるうへ、地方長官に於て共助資金の融通を適當と認められたものに對し、國民更生金庫が貸付を行ふこととなつてゐる。

四、國民更生金庫が右の貸付を行つたときは、共助資金貸付報告書を商工大臣に提出せねばならぬ。

五、共同資金を借入れた組合等の團體（以下單に借受主體と略稱する）が支拂期限の到達せる利子の補給を受けんとするときは共助資金借入利子補給金交付請求書を地方廳を經由して、商工大臣宛に提出するものとされてゐる。

六、借受主體は政府より支給せるべき補給金の受領を、國民更生金庫に委任して代理に受領して貰ふことが出来る。

七、借受主體は共助資金を一部繰上げて償還し、又は全額を償還したときは、共助資金一部繰

上償還報告書または共助資金償還報告書を、地方廳を經由して商工大臣宛に提出せねばならぬ。

なす。

第三、國民更生金庫の引受資産の評価に當り斟酌控除すべき共助の範圍

（註三一） 昭和十六年九月八日附藏銀第二九二九號、大藏省銀行局長、商工省振興部長通牒、第二）

國民更生金庫の業務ならびに資産引受等に就ては既に前節に於て詳述した如くであるが、同金庫の引受資産の評価に當つて斟酌控除すべき點もあるので、其の範圍につき示達されたのが本通牒の第二である。今それによれば概ね次の如くである。

一、轉廢業者の業務整理に當つては、地方長官の指導幹旋下に先づ同業者團體、合同企業、存續企業等をして先づ相互共助の精神に則り、其の團體、企業等の資力および今後に於ける負擔能力等を考慮し、適當なる範圍内に於て能ふる限り轉廢業者に對する援助施設を行はせることとしてゐる。

二、特に左の何れかに該當する場合には、地方長官に於て同業者團體、合同企業、存續企業等をして、轉廢業者に對し所謂「配給權、實績權または營業權」の代償として相當の援助をなさせしむるとともに、國民更生金庫の資産引受價額の右共助の程度、其の轉廢業者の資産、負

債および収入の状況を考慮し、適當に斟酌減額して決定するものとなつてゐる。

イ、即ち轉廢業者の所謂「配給權、實績權」等（原材料または取扱商品の配給を受くる地位または權利にして、法令に基かざる事實上の地位または權利をも含む）を特定の同業者團體、合同企業または殘存企業等に於て承繼したとき

ロ、右のほか同業者團體、合同企業、殘存企業等に於て、轉廢業者の營業の全部または一部を承繼し、且つ之れがため著しく純益が増加するものと認められるとき、又は之等の團體もしくは企業に於て、轉廢業者の舊營業を廢止したる影響によつて、著しく其の純益が増加するものと認められるとき

即ち右の如き特殊の權利を受繼ぎ又は受益の齎らされるものと認めらるゝときは、轉廢業者に對する同業者團體、合同企業または殘存企業からの共助金を厚くせしめ、其の反對に國民更生金庫の資産引受價額を適宜に輕減せしめんとするものであつて、斯かる斟酌減額は國民更生金庫の資産引受價額評價方針に於て、所謂配給權、實績權または營業權等の存在性を考慮に加へてゐる關係上行ふものであるから、斟酌減額の程度は右に相應した範圍内に止むべきものとされ、且つ共助の額が比較的少い場合には此の斟酌減額を行はなくても差支へ無

いことになつてゐる。

第五章 結 語

以上縷述したる企業整備令の内容と企業整備を繞ぐる諸問題との双方は、現在の總ゆる業界に亘り生産者も配給業者も、或は整理さるゝ者も残存する者も、乃至は之れと最も深い關係を持つ各種商工業組合ないし同業者團體も、更にまた之れと關聯性を有する金融業者、其の他の各種業者等にとつても、其の影響するところは蓋し餘りにも大きい。殊に企業整備令の發動に就ては飽くまで傳家の寶刀たる建前を持してゐるとは雖も、既に各業界に對しては着々と其の自主的整備が強く要請されつゝあり、然も配電業界、新聞事業界、金融業界に對しては、企業整備令とは別個にそれぞれの整備統制令が發令されてゐる以上、企業整備令が適用の對象とする物資の生産（加工を含む）、修理、販賣、輸出、輸入または保管の事業等に對しても、自主的整備の着々と進捗せざる限り何時その發動を見るやも計られない。然も前提とも見るべきは本書後篇に於て述べんとする「小賣業整備要綱」であつて、同要綱の發表は此の意味に於て幾多重大なる示唆に富んでゐる。

勿論、企業整備令そのものは小賣業整備要綱に直接的な繋がりを持つてゐるものではない。

が然し双方の繋がりには政府に於て必要と認められたときに、何時たりとも直ちに結合し得られる關係に置かれてゐる。現に去る五月二十二日の各新聞夕刊に傳へられた日本貿易振興協會の質疑に對する商工省の説明中に、「現在各種商工部門に於て整備要綱が決定されてゐるが、今回の企業整備令はそれよりも廣い範圍に亘るものである。もとより本令による命令の發動を見るまでもなく、業界自體が自發的に善處されんことを希望するものであるが、解決困難なるものは直ちに發動の用意がある」と述べてゐるのを見ても、政府當局に於て既に其の準備あることは否定し得られぬ事實であらう。従つて各業界とも自發的に時局の要請を判然と意識し、自らの力に於て要請に應えんとする態度に出ねばならない。此の事は廣い意味での一般企業界に強調するのでなく、差當り小賣業界に對し強く訴求されてゐる問題である。

我が纖維製品界に於ても、既に生産部門と中間配給部門とに於ては概ね企業整備の實を完了し、大體に於て國家の要請には一應副ふべき體制に整えられてゐる。然し今後の情勢如何によつて更に再編成を要求される事態に立到るや計られないが、兎に角現狀を以て差當り整備は爲し遂げてゐるのである。而して茲に獨り殘されてゐるのは即ち小賣業界であつて、企業整備令が直接その形に於て發動されず、寧ろ其の前提として小賣業整備要綱の姿で半自主的の形を

採られたことは、業者として充分に戒心これに自ら協力の餘地を與えられたものと云つてよいだらう。小賣業整備要綱は此の意味に於て繊維製品小賣業者に取つて、特に意義の重大なるを痛感せざるを得ないのである。

本篇企業整備令に引續き、併せて後篇小賣業整備要綱に就て御検討を乞ふ次第である。

結

語

後篇 小賣業整備要綱

後篇 “小賣業整備要綱”

第一章 緒言

第一節 小賣業整備要綱の全貌

政府は大東亞戦争完遂に必要な国内政治經濟體制の整備を圖るため、其の一半の施策として昭和十七年三月十日の閣議に於て、中小商工業の再編成ならびに轉業の促進に關する基本方針を決定、次いで同月二十七日の官報號外を以て、特に中小商工業者の轉廢業に關與する官公吏に對し内閣訓示を發するとともに、一方また中小商工業者の整理統合に萬全を期するため、企畫院を中心として關係各省間で銳意これが検討を急ぎつゝあつたが、其の後一ヶ月餘にして漸く中小商工業の一環的整備確立の計畫を形成し、就中、中小商業者の整備に最も重要視される「小賣業整備ニ關スル件」を内定したので、同年四月二十一日の定例閣議に附議決定のうへ、即日これが内容につき情報局から發表されたことは既に周知の如くである。然し右の「小賣業整備ニ關スル件」は未だ基本方針に過ぎず、個々の内容に就ては具體化されてゐなかつた

ので、更に此の基本方針に基き關係各省間で協議の結果、遂に同年五月十二日附一七振第二九六九號により、商工、農林、厚生、大藏、内務の五省次官連名による通牒を以て、各地方長官あて「小賣業整備要綱」が發表され、茲に漸く其の全貌が具體的に表現化されて來たのであつた。然し中小商工業者の整備統合と勞務動員とに目標を置く我が國産業の再編成こそは、大東亞建設に對處する戰爭經濟の一大要請であるが、之れを最も有效適切に行ひ、然も出來るだけ之れがための犠牲者を少なからしむることは確かに大なる難問題であるに相違ない。特に末端配給部門にある小賣業者の整備は就いては、それが直ちに國民全體の消費生活に直接かつ密接なる繋がりを持つてゐると云ふ事柄が、關係當局者の總てに多大の苦心を拂はせたところであつて、昨十六年秋以來表面化されんとしつゝあつた本問題が、其の後慎重に研究されながら今日まで遷延した理由も亦こゝにある。惟ふに小賣業の整備統合と云ふ問題は、小賣業者の立場を考慮すると同時に一般消費者の立場をも考慮せねばならないものであつて、其の方法如何によつては双方に甚大なる影響を與ふるものであるのみならず、取分け國民生活の問題として業者の利害は深刻であり、消費者の利害はまた頗る廣範圍に亘るものである。之等の點を充分に考慮して、出來るだけ其の蒙むる打撃を最低限度のものたらしめ、然もよく國家の要請に應へ

小賣業整備要綱の全貌

つゝ有效適切に其の目的を達成せしめんとしたのが、即ち今日まで練りに練られた此の用意周到なる小賣業整備要綱である。そして特に此の點が工業方面ないし中間配給部門の整備統合と全く趣を異にするところである。

而して本小賣業整備要綱は小賣企業の整備統合に關する政府の一般の方針を示したものであつて、未だ之れを以て實情に即する具體的な方法を指示したのではないが、大綱に就ては本要綱の示すところによつて具體的な措置が執られるものと思はれる、素より其の措置に就いては關係各主務省と地方廳との密接な聯繫により、最も實情に即した有效適切なる方法が執られることになつてゐるが、それは今後の問題であり、また未發表の今日それを輕卒に憶測することさへ特に慎まねばならない事柄である。然し今本要綱の全貌に就いて見るときは、然も尙かつ比較的明確に其の前途を達觀し得るものであつて、殊に本問題を中心とする政府當局の意嚮を參酌して考慮するならば、一層その間に確實化されたる前途の問題を掴み得るのである。今その眞諦を把握せんため本要綱の各項目に就て解説せんとするものであるが、先づ其の基本的概念を得るために其の全貌に就て検討してみやう。

即ち本要綱は全文十一項目の要綱から成つて居り、各その要綱に就て内容を摘出すれば概ね

小賣業整備要綱の全貌

左の如くである。

要綱第一、小賣業整備統合の基本方針

要綱第二、小賣業整備統合の基本的な方法

要綱第三、整備統合すべき小賣業の分野

要綱第四、日常生活必需品の配給と小賣業整備統合

要綱第五、小賣業整備と配給能率低下の防止

要綱第六、轉業者の決定に關する基本的措置

要綱第七、職業の轉換と練成

要綱第八、轉業者の收入に關する基本的措置

要綱第九、轉業者に對する自治的共助方法

要綱第十、轉業者の資産整理

要綱第十一、轉業者の原業復歸

即ち要綱第一と第二とは本要綱の基本方針を示し、第三に於ては他の分野との整理方針を明らかにして居り、第四と第五とは整備完了後の小賣業に對して其の措置を取扱ひ、第六以下は

總て轉業者に對する諸問題に就き政府の意嚮を明示してゐる。

(註三二) 右に掲げた要綱の順序は總て閣議決定の「小賣業整備ニ關スル件」に據る。因に五省次官通牒による「小賣業整備要綱」の順序とは多少の變更があるから、彼我對照せられんことを希望する。

而して今その全文を通じて其の間に表示されてゐる政府の意嚮を要約すれば、先づ本要綱は我が國小賣商業の特殊性を出来るだけ尊重し、之を中心として日用必需品の配給制度を確立するとともに、一般國民生活に明朗な潤ひと親しみとを與へ、次いで經濟機構一般の運営を圓滑ならしめんとする趣旨に出たものであるが、其のため本要綱中特に力説せられてゐるものは、個人企業態としての家業の存續、業主の熱意と家族労働との活用、轉業に對する不安の除去、己むを得ざる轉業に就ての必要なる勞務鍊成の施與、轉業者の原業に復歸する場合に於ける優先權の認容などであつて、一面また消費者の便益尊重と物資配給の圓滑化、共同御用聞制および共同配達制の計畫化、その他など幾多の諸點が充分よく考慮されてゐる。要之、互助自治的精神に基く企業整備の達成と、國民消費生活の圓滿なる諧調とに努めんとするものであるが、之れでこそ業者と消費者との双方に對する適切妥當な措置であると云へる。斯くて從來とかく非難の重點とされてゐた商業道德の低下を挽回し、何處までも日用必需物資の良き配給擔當者た

るの責任を感じしめると同時に、業者自身に對しても各自がまた他の物資に對する消費者の一員たる立場にあることを自覺せしめ、以て之等双方の觀點に立脚して各自相互が協力しつゝ、よく戦時下に於ける配給使命の達成に遺憾なからしめんことを期するものに他ならない。

第二節 小賣業整備要綱の主要點

小賣業整備要綱の主要點

前節記述のものは「小賣業整備要綱」の基調ともなるべき概念である。換言すれば本整備要綱の全貌を通覽した骨子であるが、更に之れを深く掘り下げて政府方針の主要點とするところを示すならば、概ね左の如き四大項目の要素が注目されるのを見逃さない。即ち――

- 一、小賣業整理の方針を「抜き取り」式方法に據り、殘存企業態を出来るだけ個人企業態の形で存続せしめんとしてゐること。
- 二、配給制度に對しては飽くまで業者および消費者双方の便益を考慮して之れに弾力性を持たせたこと。
- 三、整備に伴ひ配給能率の低下を防ぐため統制下に於ける合理的なサービスの競争をなさしめんとしてゐること。

四、轉業者の將來に毫末も不安なからしめんがため其の收入にも激減を生ぜしめざるやう各種の考慮を拂つてゐること。

等であつて、更に之れを演釋して解説すれば左の如き内容を持つものになるのである。

即ち第一の要素に就ては、多くの場合從來の方針として採られて來たものは、概ね中小企業を有限會社または小組合などによる統合體（企業合同體）に纏められて整備されたものであるが、本整備要綱に於ては小賣業者の企業態に對して右の方針を採らず、所謂「抜き取り」式方法によつて業者中より簡拔整理するもので、原則として整理統合後に於ける殘存企業態に對しては、出来るだけ之れを個人企業態の形態に於て存置せしめんとすることに大なる注目を惹いてゐる。蓋し此のことは統合體を結成した場合に生じ易き配給能率の低下、サービスの悪化などを防止して消費者の立場を擁護するとともに、中小商業者に對しては無用のサラリーマン化を防ぎ、新商業道德の確立、職域奉公への邁進に遺憾なきを期せしめんとするものに他ならない。

小賣業整備要綱の主要點

次に第二の要素たる配給制度に業者および消費者の便益を考慮して弾力性を持たせたことは、特に食料品の如きに就て配給組織の地域を設定し、從來の切符制なひし通帳制から更に進

んで顧客登録制を実施したうへ計畫配給に萬全を期するとともに、一面また共同御用聞き制ないし共同配達制を実施して、現下の勞働力不足に對し之れを補はんとして行くものである。

更に第三の要素たる配給能率の低下を防ぐため統制下のサーヴィス競争を行はしめることは、整理に伴ふ之等の弊害を除去せんがため、一つの配給擔當區域に數個の店舗を残して統制下に於ける合理的なサーヴィス競争を行はしめ、其のサーヴィスの成績に應じて消費者に購入先の自由選擇を行はしめんとするものであるが、此の事は取りも直さず「サーヴィスの良いか悪い」によつて賣上高に關係する。賣上高に關係することは即ち取扱數量へ直ちに影響する。然も其の顧客を登録制にして浮動販賣數量を調整することを意味するものであつて、此のサーヴィス—取扱數量—顧客登録制の三者を因果關係に結付け、之れを利用せしめることによつて自動的にサーヴィスを向上せしめ、新商業道德への確立と其の配給の適正かつ圓滑とが期されんとしてゐるのである。

最後に第四に掲げた要素の「轉業者に對する収入の激減を阻止する對策」に就ては、政府に於ても特に各種の考慮を拂ふこととなつてゐるのみならず、其の家族の初給賃金などに就ても賃金統制令に特例を設けんとしてゐるやうである。

而して從來これら中小商工業者の再編成に關して、右の如く配給能率の低下と商業道德の稀薄化とを防止する一面に於て、小賣業者の生活に關する部面をも慎重に考慮し、特に収入の減少および轉業の方法に關して一歩前進した方針を確立したことは、確かに中小商工業者全般の整理統合に對して、實情に即した方策が實施される前提として充分よく注目に價ひするものである。素より本「小賣業整備要綱」が示す方針に基き、今後に於ける小賣業者の整理統合は一段と促進されることになる譯であるが、之れが具體的な方策に就ては整備の大綱が當該所管官廳ならびに企畫院に設置されてゐる中小商工業再編成委員會を中心に、各府縣毎に各府縣の中商工業再編成協議會が連繫を採り、實情に即した方法を決定したうへ地方長官指導の下に、管下各業者團體の手によつて之れを實行することとなり、各個人の具體的な轉業に就ては國民職業指導所が其の任に當るものとされ、また轉換すべき業者の選定に就ては各業者組合の實狀報告に基き、各府縣の中小商工業再編成協議會の審議にかけた上、地方長官が之れを決定して指令するものとされてゐる。

尙その他の諸點に就ては從來すでに公表されてゐる方針と大した差異はないが、全體として之れまで應急的ないし分散的に實施されてゐた小賣業の再編成方針を、綜合的ないし具體的に

取上げて、小賣業者に對し聊かも轉業の不安なからしめるやう、特に留意した點に政府の意嚮がよく窺はれる。

第三節 小賣業整備要綱の實施方途

昭和十七年五月十二日附一七振第二九六九號、商工、農林、厚生、大藏、内務の五省次官通牒によれば、先づ其の冒頭に於て――

小賣業ノ整備ニ關シテハ四月二十一日ノ閣議決定ニ於テ之ガ方針決定相成候處、物資配給ノ圓滑適正化ヲ圖リ併セテ勞務ノ充足ヲ期スルト共ニ、國民生活ニ不安ナカラシムルハ戰爭遂行上極メテ肝要ナルヲ以テ、三月二十七日附内閣總理大臣訓示號外ノ趣旨ヲ體シ、官民渾然一體トナリ之ガ實施ニ萬遺憾ナキヲ期スルト共ニ、右閣議決定ノ取扱ニ付テハ別紙「小賣業整備要綱」ニ據ルコトト致度、依命此段通牒候也

追而右閣議決定別表ニ指示セラレタル業種ニ屬スル小賣業整備ノ着手時期、方法、目標、整理率等ニ付テハ別途指示相成豫定ニ有之、尙右別表ニ掲ゲタルモノニ付テハ更に第二次以降整理業種ノ決定アルベキヲ以テ、之ガ決定ヲ俟チテ實施スルコトトスルモ、既ニ具體

的計畫ヲ決定セルモノニ付テハ主務省ノ指示ヲ受ケ措置スルコトト致度

と記して、小賣業整備要綱に對する政府の實施すべき方途に就て意嚮を明らかにしてゐるが、今これによつて見るときは小賣業の整備に對し、政府は左の三大目標を持つてゐることが明瞭に看取されるのである。即ち――

- 一、物資配給の適正圓滑化を圖ること
- 二、併せて勞務の充足を圖ること
- 三、國民生活に不安なからしむること

の三項目に亘る目標を持つものである。其の順位は先づ物資配給の圓滑化を圖ることを以て第一目標とし、勞務の充足を以て第二目標としてゐることを物語つてゐる。素より戰時下に於ける生産擴充の意義頗る重大なる關係上、小賣業整備によつて商業部門を勞働力の給源とする勞務の充足また喫緊の問題であるが、第三の目標たる國民生活に不安なからしむるためには、先づ以て物資配給の圓滑適正化を圖る必要あることを如實に示すものと云つてよい。此の事は整備される側の商業者方面に於て特に注目すべき事實でなくてはならないもので、政府が配給の圓滑適正化に重點を置いてゐるか、勞務の充足に重點を置いてゐるか、勿論双方に重點を置

いてゐるとしても其のうち何れにより多くの重點を置いてゐるか、之等の目標に於て政府の意向を正確に把握することは、今後の商業者に對し戦時下の配給業者として幾多重大なる示唆を含んでゐるものである。従つて小賣業整備の結果、残存する者に對しては配給使命達成のため殉國的精神を以て、物資配給の圓滑適正化に邁進すべきことが強力に要請されて居り、また整理によつて轉廢業の已むなき者に對しては、勞務動員の輝やかしき應召に進んで馳せ参すべきことが要求されてゐる。此の事は實に楯の両面を意味するが如きものであつて、通牒要綱の第一に於ても「小賣業ノ整理統合ト勞務動員ノ見地ニ基ク之ガ職業轉換ハ表裏一體タルベキ關係ニ在ルヲ以テ、兩側面ノ計畫並ニ實施ニ付彼此照合スルコト」としてゐるのは、全く此の關係の密なることを明瞭に物語るものである。

斯る意味から小賣業の整理統合は獨り政府に於てのみ實施すべきものではなく、關係業者團體の側に於ても充分に協力し、前述の三大目標達成のため努力せねばならぬ次第である。此の事に就ては通牒要綱第二に於て――

- 整理統合ニ當リテハ地方官廳ハ業者團體ノ協力ノ下ニ實情ニ即シ積極的指導ヲ行フコト
- 一、整備計畫ノ樹立及實施ニ付テハ地方官廳ニ於テ積極的ニ企畫指導シ、其ノ適正且迅速ナ

ル實施ヲ期スルコト

- 二、整備計畫ノ樹立及實施ニ付テハ中小商工業再編成協議會及其ノ部會ヲ活用シ、關係業者團體ヲシテ協力ノ實ヲ擧ゲシムルコト

とあり、民間關係業者團體の全面的協力を要望してゐる。

尤も右通牒要綱の第二に見る如く、整備計畫の樹立および實施に就ては、各府縣とも「小賣業整備要綱」の示す方針に基く、各地方官廳に於て其の府縣の實情に即するやう積極的に企業整備を指導し、其の適正にして迅速なる實施を期するとともに、各府縣の中小商工業再編成協議會および其の部會を活用するものとされてゐるなど、其の片鱗に就ては前節に於ても既に述べたところであるが、右閣議決定の別表に指示された業種に屬する小賣業の整備着手時期、其の方法、目標および整理率等に就ては別に中央から指示がある筈である。然し右の別表に掲げられたものに就ては、更に第二次以降の整理業種が決定さるべき筈であるから、其の決定を俟つて第一次整理業種に屬する小賣業を整理するものとされてゐるが、各地方官廳に於て既に整理の具體的計畫が決定してゐるものに就ては、主務省の指示を受けて措置される方針のやうである。

質疑應答

(註三三) 本質疑應答は朝日新聞社主催「中小商工業整理座談會」に於ける質疑應答の一節である。時、昭和十七年六月十九日。

問 商工省關係の小賣業では現在どの程度まで整理が進んでゐるか。

答 石炭、石油、自轉車、これだけに就ては整理統合が一應機構としては完了してゐる(商工省豊田企業局長)

問 農林省關係の整理進捗程度は如何。

答 大體まづ米穀、木材、木炭であるが、之れに色分けがある。木材の如きは木材統制法が出來て法律的な根據があるので、之れは殆んど整理済みと云つてよく、木炭の方は農林省から出した通牒が、初めは全國一律にやれと云ふのではなかつたので、大體八大消費府縣——福岡と茨城を加へた八大消費府縣にやらせて、他の府縣は其の八大府縣の示した方針を參考として地方の實情に即してやれ、必ずしも生産縣の山奥にまで整理する必要はないと、大體地方長官に委せて實施した。米穀でも消費部面の均衡の非常に破れて變化しなければならぬと云ふ東京を始め、主要都市は全部済んでゐるが、之れも山間僻地のやうな敢て配給所まで作

つてやらせる必要がないところは残つてゐる。此の三つが農林省から指示したもので、其の他に各府縣別にやつてゐるものは非常に雑多である(農林省重政總務局長)

問 内務省關係ではどの程度まで進行してゐるか。

答 接客業、飲食業等につき各府縣の必要度合によつて整理が進んでゐるので、一般的にどうと云ふことは云へない。然し六大都市、殊に大阪あたりが餘ほど進んでゐるやうである(内務省地方局小林財政課長)

問 小賣業の整理は大體どの位の期間で完了する見込みか。

答 整理は出来るだけ早くやると云ふ方針であるが、何日までには決めてゐない。また小賣業の整理統合も一齊にやると云ふ行き方はしない。小賣業と云ふものは非常に複雑多岐なもので、之れを全面的にやるとそれにかゝる人手も大變なものである。従つて先づ物資の非常に少いもの、或は早く配給統制をやらなければならぬと云ふやうなものを特に選んで先きに之れをやり、それから順次その他に及ぼして行く方針である(商工省豊田企業局長)

問 整理のこまかい具體的な方針は地方當局に委せるか。

答 それは各府縣の中小商工業再編成協議會で決定する。其の協議會には當該業者のほかに関